

590

393

青森縣立五ヶ所館書庫
愚耳舊聞聽記
上中巻

590-393



1200501525720

青森縣立圖書館叢書第二編



愚耳舊聽記

上下卷

發行に際して

發行所寄贈本

今回森氏の好意により、本館叢書の第二編として「愚耳舊聽記」を収める事が出来た。

此の書は解説にもある如く、色々な別名を持つて居るが「津陽開記」といふのも其の一つである、津輕爲信公の事蹟を中心として述べてあるが之に關聯して各地の歴史的資料として恰好のものたるを信じる、今や郷土研究の漸く隆ならんことを秋、即ち之を印行し有志に願つ所以である。



青森縣立圖書館 佐藤勝雄

二
解題

この『愚耳舊聽記』を一名『津輕記』又は『勇者の記』とも云ふ。弘前藩祖津輕爲信公の誕生より津輕一統の後、京師に於て卒去する迄の事蹟を記述したものである。編者の名を顯はさないが、同藩士添田儀左衛門源貞俊が寛文年間に著述したものと云はれてゐる。

この書は津輕地方に流布してゐるが、何れも寫本の事であるから、誤字や脱字等のあるのは免れない。

今回縣立圖書館長佐々木新七氏の依頼に依り、比較的誤りのないと思はれる本を筆記せしめ、二三の本を以て校正した。然し語法や、假名遣等は原本の儘にした事を斷つておく。

弘前にて

森林助識

190-393
愚耳舊聽記

夫勇者は其殘風昔勢を聞て、あせを懷にぬぐひ、智者は其謀慮たくましきを聞て、數十年の後に胸轟く、是皆明君良將の行跡也。されば爰に時代は天文の比かこよ、奥州津輕の大守藤原の爲信公の御行跡を傳へ聞に、明君こやいはん、良將こや言べき、勇智有人は嘸や耳底のちりを拂ひ、心奥の垢をもあらはなん。かゝる名譽の御隱徳を愚老が胸中に隠し、つたなき墓所の石文の下に埋事はいなき事のかぎりならなんと思ひ、年月愚耳の底に有て私意雜慮に穢れざる玉計尊謀のかなたこなた、左に書つゝり、後世有智有徳の好士、是を書にあらはし、武道深志の侍の養勇明鑑ならしめん事を願ふ而已。

愚耳舊聽記卷第一上

爲信公御誕生 附大浦江御塔入之事

爲信公野崎村御計火之事

南部大膳御誅罰之事

和德讚岐戰死之事

大光寺責起之事 附小笠原淺瀨石緣組之事

大光寺初度合戰之事

大光寺城責 附瀧本播磨御追拂之事

浪岡責之事

北畠左近忠弟之道盡之事

夫清氣おこつて大丈夫也、清水和して君子に成るこかや、爰に天文十九戌年御誕生まし〜ける津輕の
大守右京大夫藤原爲信公は如何成水氣集り御誕生し給ひけるにや、誠に御産屋の内より常に替らせ給
ふ御事のみあまた有しこや。されば成長に隨ひさうめいゑひ智の良將ならせ給ひ、其威風を末世に残
させ給ふなり。御實父は武田甚三郎様と申奉りしこかや、信濃守守信公（守信は爲則の誤）の御舎弟也。
然に甚三郎様（守信）御兄信濃守様御代官として南部の内櫻庭の城へ御出陣有しが城主最期軍に木戸を
ひらき突て出、甚三郎様の御先備へ押懸る、何れも國死の兵なれば御備を突崩し已に御旗元まで打て懸
りければ、味方の大勢に押立られ不覺御敗軍とみへしか、甚三郎様御自身御鍵を取て御馬をすゝめ給
ひて、勝に乗てまふるを振ふ百騎の中へわづか十三騎にてかけ入せ給ひ、前後を拂ひ八方をまくり立十
文字輪違に切立突臥せ給ひしこぞ、元來小勢の事なれば一騎當千と御頼給ひし士も御大將を初として
一足もしりぞかず、みな〜討死をまけ給ひしなり。此時爲信公五歳にならせ給ふ御年の事こかや、爲
信公御幼名をあふぎ様と申せしこや、已にみなし子ならせ玉ひ御叔父信濃守様の御養いくにて年月を
送りむかへてまします所に、爰に堀越の城主をば町居飛鳥殿と申ける。その人あふぎ様を御養子に被り成
度にて御叔父信濃守様へ被り申入たりければ、やすき間の御事にて則飛鳥殿へしんじられける、依り去飛

爲信公御誕生 附大浦へ御墮入之事

夫清氣おこつて大丈夫也、清水和して君子に成るこかや、爰に天文十九戌年御誕生まし〜ける津輕
の
大
守
右
京
大
夫
藤
原
爲
信
公
は
如
何
成
水
氣
集
り
御
誕
生
し
給
ひ
け
る
に
や、
誠
に
御
産
屋
の
内
よ
り
常
に
替
ら
せ
給
ふ
御
事
の
み
あ
ま
た
有
し
こ
や。されば成長に隨ひさうめいゑひ智の良將ならせ給ひ、其威風を末世に残
させ給ふなり。御實父は武田甚三郎様と申奉りしこかや、信濃守守信公（守信は爲則の誤）の御舎弟也。
然に甚三郎様（守信）御兄信濃守様御代官として南部の内櫻庭の城へ御出陣有しが城主最期軍に木戸を
ひらき突て出、甚三郎様の御先備へ押懸る、何れも國死の兵なれば御備を突崩し已に御旗元まで打て懸
りければ、味方の大勢に押立られ不覺御敗軍とみへしか、甚三郎様御自身御鍵を取て御馬をすゝめ給
ひて、勝に乗てまふるを振ふ百騎の中へわづか十三騎にてかけ入せ給ひ、前後を拂ひ八方をまくり立十
文字輪違に切立突臥せ給ひしこぞ、元來小勢の事なれば一騎當千と御頼給ひし士も御大將を初として
一足もしりぞかず、みな〜討死をまけ給ひしなり。此時爲信公五歳にならせ給ふ御年の事こかや、爲
信公御幼名をあふぎ様と申せしこや、已にみなし子ならせ玉ひ御叔父信濃守様の御養いくにて年月を
送りむかへてまします所に、爰に堀越の城主をば町居飛鳥殿と申ける。その人あふぎ様を御養子に被り成
度にて御叔父信濃守様へ被り申入たりければ、やすき間の御事にて則飛鳥殿へしんじられける、依り去飛

鳥殿大氣に悦吉日をゑらびやがて堀越へむかへ取り給ひ、飛鳥殿夫婦の人々悦び給ふはかぎりなし、かくて爰にぞ住せ給ふ、漸々月日もおしうつり御年十八歳にならせ給ふ春半のころより御叔父信濃守様御病氣御身をおかし醫師もすでに其術を失ひける、其時しも信濃守様御家老は小笠原伊勢、兼平中書、盛岡金吾三人の面々を御寢間まで被_レ召寄_レ御枕を揚させ給ひ被_レ仰けるは、いかに方々我病苦心身をなやまし筋骨甚痛つる事止時なし。兎角今度は快氣を得事有間鋪_レ覺ゆるなり、然に我家相續の子もあらですでに末期に及まで其沙汰せざる事、先祖へ對してそのおそれなきにしもあらず、かつは人のそしりも有べき事なり、其上我死ては有_レこも各三人こそ家の長久おこ思はれ給はめ、末々に至りては家の敗亂をもおもふべからず、思ひ_レ心々に取沙汰せば三人の心中もいづれの儀定り成かたかるべし、兎角我等今生に息の通ふ其内に養子の事を究めん_レおもふは面々如何思はる、存念の通りを申上_レ被_レ仰ける、三人の御家老一同に申上けるは御意御尤に奉_レ存候也、縦御病氣にてまします共、御養子の御沙汰何か苦敷候べき、只片時も早く御思召立を三人の者共に被_レ仰聞_レ被_レ下度_レ、泪_レ共に申上ければ、信濃守様御嬉しけに見得させ給ふ、面々も左様に被_レ存候得者、満足に存候也、誰かれいはんより堀越の町居が子は各存知之通なり、是を娘に言合家を繼せん_レ思ふなり、面々は如何におもはれ候や_レ仰ける、三家老申上けるは、乍_レ恐御尤至極_レこそ奉_レ存候、殊に甚三郎様の御事は殿様の御代官_レして討死を遂させ給ふなり、其子にてましますば縦御由緒御座なき候事なり_レも、いかで捨させ給ふべき、い

はんや御子御同然のあふぎ様にてましますばかほ_レ目出度御事は候はじめ、三人一度に申上ければ、守信公大氣に御満悦の御様子にて、しからば小笠原伊勢は堀越へ参り我等が心底を飛鳥殿に委く申入、近日祝言を調よ_レご仰ける。伊勢は御意を承り畏候_レて御前を罷立ければ、二人の御家老も續て御前を立けるが中書、金吾申されしはいかに伊勢殿御様子を拜し奉るに存之外御差詰被_レ遊候ぞや、片時も急ぎ給ひて御存命の其内に、何_レご御吉左右を御耳に入御安堵あそばし候様に罷成様に_レ申ければ伊勢此由を聞心得候_レ、言捨て急ぎ我か屋に立歸り、駒引寄せ打乗て千里一足_レ行程に、ほ_レこしもなく堀越にこそ着にけり。飛鳥殿の門前に駒乗はなち内に入、急用の事有て伊勢參候_レ被_レ申入_レたりければ、此由聞給ひ何事やらん_レ驚て急ぎ立出對面し何事にて候、覺束なし_レ申さる、その時伊勢申けるは別事にても御座なく候、信濃守殿が事は飛鳥殿にも別て御大切に思召候へば我々_レも三人は以後々々_レても、信濃守身の上の儀は御了簡をうけ給るべき覺悟にて御座候、されば信濃守殿病氣も以之外におもく、最早たのみ少く見へ被_レ申候也、就_レ夫今日は我々三人枕近く召寄せ、あふぎ様を申請安堵の思ひをなし落命致されたく_レこの願ひにて候也、縦御心に不_レ叶御事に有_レても、此度の事に存候へば、御同心あそばし信濃守安堵被_レ仕候やうに奉_レ願候_レ、誠に餘儀なき風情なり、町居此由聞給ひ、やすき間の事ぞかし、元よりあふぎ事は御家筋の人_レ言誠に末期の御願なしに、いなみ申べき、御望にまかせ申なり、_レこく_レ歸給ふべし。我等が心底申上御氣色おもく見得させ給ふ由す_レこのたし_レもならなんにはやく被_レ

歸候へ、我等も跡より參らんこいこ、念比に申されければ、伊勢は悦び立歸飛鳥殿の御挨拶具に申上げれば誠に御心よけに打うなつき給ひける。や、有て仰けるは飛鳥同心せらる、上は一日もはやく祝言を調よ、畏て候て各御前をた、れしが三人打寄相談し、幸明日吉日也御祝言を明日に可致して其旨を飛鳥殿へ申入れれば一段可然被仰三月十日にあふぎ様大浦のみたちに入らせ給ふ、千秋萬歳こそ聞へける。守信様にもいよいよ喜悅の御様子にて下々まで心能祝申せ被仰付ける、夫よりあふぎ様御名を改させ給ひて、右京亮爲信とぞ申奉る。去程に爲則公此悦びに御病氣も少々かろやうに見へさせ給へば、三御家老は不_レ及_レ言下々に至まで悦事は限りなし、御氣色御快見へさせ給ひし、其日數漸三日程有しかども、御大病の長病にて又々おもくならせ給ひ、永祿四年三月十三日に終に事きれさせ給ひける。御戒名は祖岑壽宗大禪定門と奉_レ號、供佛施僧の御いごなみの外、他事もあらしき聞へける、三月十三日に御世をさり給ひしま、其時代の人々は三月の殿様と申せしこかや。

又有説に言此爲則公の母上は三月三日譜代の侍梨田九左衛門と申者の所へ御振舞に御出被遊九左衛門宅にて御出産の御子なれば三月の殿様と申せしこかや。

爲信公於野崎村御計火之事

去程に御ちういんのほぎを過漸々日數も立行ば其年の七月末の事成るに、爲信三御家老を御前にめし、お

もふ子細の有間惣家中の人數着到を近日懸_二御目_一によこ仰ける、三人畏候て不同着到差上る、爲信公御覽じて惣人數千餘人は思ひしよりは不足なりとぞ仰ける、扱其後に右の御人數三手に分け、貳百人餘の一手には小笠原伊勢を大將に被_二仰付_一、又五百人一手の大將には兼平中書、森岡金吾兩人を被_二仰付_一三百人餘一手をば御旗元と御定、近日野崎村の西岩木山のすそ野にて雉子御狩を可_レ被_レ成とぞ被_二仰付_一ける。三人の御家老畏候て御家中の面々へ兼て其旨を相觸ける、已に其日に成ければ未明に大浦を立せ給ひ、野崎の西へ御出あり、野崎村の郷民には家財雜具を取出し、村遠からぬ所の森はやしへ立ち退きて罷有候、惣て其日は家内男女もに一人も居るべからずと、かねて觸れさせ給ひける、御狩場へ出る勢子共には其日に至り狩場にて其手々々の頭奉行の下知差圖に少も違背の者共をば早速打捨に被_二仰付_一候也、いづれも其旨とぞんじよと、是又兼て御觸被_レ成ける、依_レ去一手々々の勢子の者頭奉行の差圖を少しももるる者なければ、御心の儘にかけ引を被_二仰付_一野崎村の西南より靜に押寄御旗元の御下知を待、扱又御旗元の一手をば北東の方より寄かけさせ給ひける、三方の相圖の貝を吹せ一同に火をば放しける、折節西風はけしく吹ければ民家本より筐ぶきなれば軒端に火移片時の烟と燒失ぬ、三手の御人數はみなく御旗元へかけ集り三手一手になり時のこゑを取おこなひ直に大浦へ御歸也、扱野崎村の民家はいづれもつくりて被_レ下ける、是ひこへに御人數の多少を知諸人御下知に付か、つかぬかの實底をしろしめされんが爲とぞ、古人の物語にて聞しなり。

南部大膳御討罰之事

六

永祿の比までは津輕三郡もに南部支配にて有ければ、南部大膳高信云人を津輕郡中の惣奉行に定南部よりつかはしける、此人則石川村の辰巳に當て大佛が崎云所に城郭を構へ此所に住居して、惣郡中を司り、諸士の棟梁となり、諸事の法禮を取おこないてぞ居たりける。依て去大小の諸士日々夜々の出仕ひまもなく、人馬共にみちくして、門前に市のごこくなり。爲信公思召けるは此大膳をうち取て津輕を一圓に御手に入させ給ふなら、南部、秋田、仙臺の方までも御働に可罷成一事思召、頓て大膳をうつべき御計策をぞめぐらし給ひける。依て大膳へ被仰入ける様は、我等養父町居飛鳥居宅及大破候少々修覆致度被仰入たりければ、其段は御勝手次第ぞ被申越ける、爲信公よろこばせ給ひ、飛鳥殿居宅御修覆の事に事寄せ給ひ、大浦より人足百餘人堀越へ被遣是はいづれも歴々の侍共を人足に仕立、堀越の城に籠置せ給ひ、其後大膳家老三人共に大浦へ御振舞被遊三日、三夜御馳走被成ける、其間の御物語には、唯何もなく三人の者共打さけ候様にのみおんうちひもをこかせ給ふやうに御もてなし被遊しかば三人の者共も御計策は不知して、大浦殿さへましませば氣遣成事はなし、大膳殿の御爲には是に上こす忠氣の人又はあらじおもへる氣色、さながらかたちに顯て心を残す風情なし、かくて三人の者共五月四日の晝のころ御暇乞を申上、銘々石川へぞ歸りける、爲信公も明日端午の御禮

を大膳殿へ可申上候へば各々打つれ今宵堀越まで參らんて三人打つれて堀越までぞ御出被成ける。兼て被仰付たりければ、伊勢、金吾をはじめこして數百騎の士後より打立て、其夜の子の刻斗にはいづれも堀越へ參着したりける。爲信公伊勢、金吾を召れ、今宵丑の刻に打立大佛が崎に押寄大膳を討取べし其用意申付よ仰ける。去程に大膳家老の面々は直に登城致つ、此間大浦にて晝夜をかけたの御馳走、御心切の至り兎角可申上言葉もなし、是に申も偏に御威光ゆへにて御座候、誠に大浦殿御心底御前を御大切に被存候段難申盡しぞ存候也、大浦殿まします上は御氣遣成事候はじこ、三人言葉を揃て申ければ、大膳喜悅甚敷定て明日右京可被參候、我等も禮を宣べきぞ、早々三人共に下宿して休足せよ申さる、三人の人々難有しに申上各宿へ歸れり。已に其夜も更過て丑の刻斗のころなるに堀越にては爲信公もはや時分能ぞいざ打立の給ひて、大勢を召ぐし、元龜二年末の五月四日の夜丑の刻に大佛が崎へ押寄せ、四方より責上り門木戸を打破り我もく亂入、城中にてはさながら夢の心地して、前後をさらにわきまへず唯上を下へもて返す、大膳是を見るよりも敵大勢城中へ亂入なり、今はふせぐに叶はずこて腹かき切て失にけり。其外城中の番人共爰かしこよりおき合せ、是は如何に立さはぎ防がんせしかども、おもひもうけぬ事ゆへに、爰に押詰かしこにつきふせ、思ひく、にぶん取して暫時の間に惣首級數八十三、石川表に切かけさせ給ひ、城中の女童を先々其儘可差置かかねて御差圖可被成て、早々堀越まで御歸陣被成ける。元龜二年五月五日の朝巳の刻斗の事なる

七

に、大佛が崎落城し、城主南部大膳守高信切腹し、一族みなく亡ける。是は爲信公御年二十二歳なり、大佛が崎の城には板垣三云士を置せ給ふなり。

和徳讃岐戦死之事

去程に爲信公石川表を御引拂ひ堀越村まで御歸陣被遊、爰にて惣軍勢に兵糧つかはせ、馬に物かはせ被成候、伊勢、金吾兩人を被召仰けるは、此の氣ほひにて和徳讃岐を討んと思ふはいかに仰ける、兩人畏て申上げるは、乍恐御意御尤に奉存候なり、此の氣ほひにて御取懸遊ばし候はば和徳を御責取候はん事いさやすき事にて候べしと、兩人一同に申上げれば、爲信公御心よけに打ゑませ給ひ、其儀に有ならば惣軍へも其旨を申聞すべし、畏て候て、兩人御意の旨を惣軍勢へ相觸先手より段々に取上までぞ押詰ける。爰にて御人數を二手に分け、一手をば一本柳口より西の方田中へ押詰、あれにて此方よりの差圖を待べし、御旗元は高崎口より押寄せ町屋へ火をかけ、焼立なば讃岐は必本町まで出て防べし、其時こなたより相圖の貝を吹すべし、其時田中の勢は西の方より横合に城に讃岐が間を取切讃岐を城へ引取らせす前後よりさしはさみ町にて可討取なり、田中の勢半分は町屋へ乗込、ひこしく城内へ押寄せ爰かしこへ火をかけよ、のこり半分は金吾致下知敵の跡を打立べし、相かまへて此約束たがゆるなと、堅被仰付、五百餘人の人數をば森岡金吾に被仰付、西の方一本柳、田中へこそは被遣ける、扱又御

旗元の御人數は、御自身の御下知にて高崎口より押寄せ給ひ、町家に火をかけ、焼立黒煙の中よりも時の聲をつくりかけ、いきおひ懸て責寄せ給へば案のごとく讃岐は兄弟子共を左右に立譜代の郎等五拾餘人前後左右におし立、爲信公の旗元へ眞一文字に討て懸り身命を不惜戦ける。去程に敵味方五月五日の未の刻に天を霞めて焼立る煙の中に爰にあらはれかしこに隠突つつかれつ戦ひける。伊勢申付けるは時分能ぞ貝を吹下知すれば相圖の貝を吹立る田中の人數寄手是を聞すはや相圖の貝よ言よりはやく植田の中を筋かへにもろ燈を合せ一騎かけに懸ぬけて銘々讃岐に城の間を取切て、半分は城中へ亂入爰かしこより焼立る、残半分は讃岐が後にまはり時の聲を作りかけ、大聲揚けてぞ責かくる、讃岐親子の人々は其心がうもふにして、謀計又たくましく當代無双の勇士なれども、運つきぬれば力なし。前後の敵を防かねて見へにける。されどもきこゆる猛將なれば此大軍にかこまれしか共すこしもくつろぐ氣色なく、八方を切まはり命をかぎりに戦ひつ、終に親子三人同枕に討死を遂たりける。其外相隨ふ者共五拾餘人爰かしこにて討死して、一人も残らざりければ爲信公御覽じて讃岐が日頃の覺悟の程死後にあらわれけるぞやきて、大きにかんじ給ひける。夫より城へ御入被成御しやうきに直らせ給ひて、味方の打死を御改させ被成に四拾壹人ぞ聞へける。讃岐首をば十二屋又五郎是を取、二人の子供の印をば塗部新七、櫻田宇兵衛打取打取なり、其外五拾四人の首をば首帳の儘、五月五日の申の下刻に勝時をおこなひ、大浦へ御歸陣被成ける。讃岐領せし其の跡を森岡金吾に被下扱又十二屋又五郎、塗部地新七、

櫻田宇兵衛三人の者共にも御歸陣の翌日銘々所領被下其外手柄の者共にもそれ〴〵御褒美被下けり。

一〇

大光寺責起事 附小笠原と淺瀬石縁組之事

爲信公大光寺を御責可被成レ思召ければ、大浦よりは其手つかひ惡敷候ニて、堀越より御出馬可被成レ成よし究りける。依レ去に御人數を堀越まで被遣ける、此事頓て敵方にて聞付樋川ニ言所に番所を構へ人數を籠置守させける、堀越よりも樋川近所に番所を建是へ御人數を被遣互に堅固に守り合せて居たりける。兩方の番所の間わづか十町隔りければ双方の下々折節出合切々こそせり合せなニせし、其頃までは猿賀村の近邊乳井福王寺領地にて有しま、領内仕置等申付んためニて福王寺折々猿賀村へ行通ひけるを、瀧本幡磨聞すまして下新田村ニ言所に兵をふせ、福王寺を待請やすニ討取ける。夫より猿賀村大光寺の手入し儘郷民共いづれも乳井への出仕を留られ、大光寺へぞつニめける。依レ之福王寺息乳井大隅其息通り不レ淺晝夜胸をニがすニいへニごも、大勢に無勢不レ叶して目前に親のあた置ながらむニなく月日を送りしが、爲信公大光寺を責させ給ふべき御企有ニ聞よりも、流にさほさすニ歡び大隅大浦へ參申上けるは、近日大光寺へ御馬を可被出旨、傳承候、いよく左様に思召御立被成候は、其事は親の敵にて候へば何ニぞ播磨を討取親のきやうやうにニ存候得共、無勢にて其恨を遂へず、此年月むニなく暮し候なり、責て大光寺への御先を仕日頃の恨をはらし度奉存候ニ、誠によぎなき風情なり。爲信公聞し召被申所尤に存候、其儀にて有ならば先手を望者あまた多くあれニごも、親のあたニ被申上ニば其方にゆるし候ニ、の給ふ、則御人數を百餘人大隅へこそ被差添ニける。尾崎、新屋、淺瀬石此三人も大光寺の旗本にていづれも瀧元が方へ心さしをかよひける、然所に淺瀬石大和方より小笠原伊勢が方へ申遣けるは、其許の息女倅安藝方へ申請度候なり、御同心に於ては忝なかるべきニこニまやかに申遣しける、然共伊勢心に思ひけるは大和心中覺束なし、家を繼せん子の妻子に敵方の娘を望事若人質にせんこの斗事にや有るべし、其上一身の覺悟にて是非を難究事ニ了簡し、大和より娘をもらひ申度旨申遣し候一圓、難心得事にて候、如何可仕哉ニ爲信公へ申遣ければ、爲信公聞召よしそれは計策に申越候ニも、我々思ふ子細有間娘を遣し可被申候、若斗事に申越候は、反間の場爰なるべし又、大和心實味方へこそ、ろを通しなば、是に上ニす事はあらじ兎角の吉事なり、きく返事を致されよニ仰ける。伊勢畏候迎頓て返狀を認遣ける、大和な、めならず悦び近日祝言調んニて、双方祝儀を取かはし、日限まで相究し折から爲信公被仰出は我等に敵たいするならば淺瀬石の方へ娘を遣はすべきニいはれなし、一定伊勢は逆心の奥意有ニて伊勢を押籠給ひける、大和此よしを聞傳某におひて全敵可仕覺悟夢々無御座候御敵不仕心底を御目にかくべきためなりニて、大光寺方の隨一の者に後藤五郎左衛門ニ申者をたばかり寄せてあニなく首を打落し、其首に一紙の起請文を添て大浦へこそは送りける。扱は別心無之ニて伊勢をも被召出ニ双方祝言調へよニぞ被仰出ニける、其後大和親子の者共大浦へ召寄せ給ひ種々

一一

御馳走被_レ成其上安藝には御腰物を被_レ下親子の者共難_レ有し_レ申つ、忠義のこゝろ不_レ淺_レぞ被_レ成ける。大和申上げるはいつかかたへ成_レも御出陣ましまさば御先手は某に被_レ仰付_レ可_レ被_レ下_レ申上、御暇申つゝ親子打つれ淺瀬石へこそ歸りける。それより淺瀬石は御味方になりける。依_レ去新屋、尾崎兩人は淺瀬石大浦へこそ一味せし上はさぞ猿賀村は大和手に入可_レ申、然らば大光寺のめつほう遠かるまじ_レ見限つ、浪岡の御所へこゝろを通じければ、大光寺へ一味の者日々夜々に滅じ堀越の御勢は次第に増倍したりける。淺瀬石大和は木村越後に申付猿賀村へ小館を構へ、大光寺與力の者共をこゝろくまねきよせ、大光寺へ手切させけるゆへ、瀧本の人數いよく減じ申なり。

大光寺初度合戦之事

天正二年八月十三日大光寺の瀧本播磨御追討可_レ被_レ成_レて御馬を出させ給ひ、若新屋、尾崎、波岡より後詰の勢を出もやせん_レ、思召押へ人數を被_レ遣先づ波岡の押には淺瀬石大和に木村越後が勢を合せ、雜兵都合七百餘人波岡よりのよせ口を堅固に守らせ可_レ申よし切所を前に當て、鐵炮弓をすゝませ防ぎたゝかはせん_レ待懸ける、扱又新屋、尾崎の押には葛原治部、下新岡出雲兩人差廻しらるゝ、其日堀越まで御出馬にて十四日には堀越に御逗留、四方の手分けを御定、其場所々々へ被_レ差向_レ明る十五日未明に堀越を御出陣、樋川の番所を責破り、直に館田村へ御着陣、爰にて兼ねての御手分の如く御人數をぞ差向る先一番の先手には、兼て望みし事なれば乳井大隅を大將_レ被_レ成吹ヶ浦、一町田、八幡の勢雜兵_レもに九百餘籠田口へむける、扱又其次の一手には上新岡但馬を大將_レ被_レ成前田、奈良岡、黒土、櫻庭の勢都合千餘人、東根口へ被_レ遣、御本陣をば直に館田村の内に被_レ居相圖の貝にて三方一同に大光寺の城下へ押詰べし_レ各被_レ仰合_レ、然に城主諸軍勢に向つて申けるは、いかに面々聞給へ瀧本此度右京殿を敵に請け一合戦_レおもふ事全軍にかたん_レ思ふ心にあらず、其上いかん_レ言に右京殿、石川、和徳を討給ひしより其勢ひ益々盛にして大勢にても及がたかるべし、殊に乳井、淺瀬石は大浦殿へ味方になり大隅日頃の意趣により此度我を討ん_レ思ふべし、然に今度一方の大將を承りて寄る_レ聞き、然らば我この小勢にて勝べき事は思ひもよらず只右京殿に寄合直に勝負を決し播磨が首を右京殿へ進るか、又右京殿を討取てめい_レの土産に仕り、只此二ツの間なり、依_レ去瀧本は今日限りの命にて候ぞ相構へて各も左様に心得給はれ_レ言もあへぬに物見の者はせ來り、瀧本が前に畏り申けるは大浦勢_レみへて万字の旗一流打立、館田林の中にひかへて候がしけみの中より爰かしこに木の間斗見へ候へば勢の多少は分明に見へ不_レ申候、人馬の走違ゆる有様陣中の靜成跡、一定大浦殿の旗元にて候はん_レ相見へて候ぞ_レ申ける。瀧本是を聞き、夫は其方推量のごま_レく右京殿に無_レ疑、若此方の推量相違せば佛神三方にも捨はてらるゝ_レ思ひ切、雜兵共を心のかぎり切捨討死を遂べき也、いざさせ給へ人々、此方よりさか寄せにおしかけ大浦衆の軍立心見申候はん_レて、いさみ進んで走出駒引寄せ、打乗まつさきに進ける、相したが

う兵者共命を敵的に懸、必死を極て出にける。其勢都合七百人しつゝ寄懸たり、味方の兵是を見て鎧取直し身つくりいして靜に備を押出す、瀧本下知して言けるは、いかに味方の者共今日を限りの命ぞや、鎧色を見合するまでも有間敷ぞ、只一文字に鎧を入よ、敵の足元しごろにみへたらば只打立よ下知しける、其言葉の下よりも必死の者七百人三段に備を立甲をならべて突懸る互に合戦初て討つ討れつ切つ切れつ戦ひしが、誠に命をぢんがひのごまくにして扱もおしまぬ命ぞや、只死やもの共生て一人も歸るべからず、さても死する此身なるに敵の大將大浦殿を一太刀切て、めいぎの土産今はの思ひ出でにせよや、せよまはがみをなして四方八方を切て廻る、其いきほひけつぜんたるに氣をのませ、面を合するものぞなき、敵も味方も入亂主にはなれ馬にはなれ、前後をわかつて戦ける、餘りはけしくもみしられ御味方くづれ色に見へければ爲信公御自身御鎧を取て、敵の中へ眞一文字に突てか、らせ給へば、御馬の前後に相隨ふ人々には、櫻庭宇兵衛、神丹波、奈良岡豊後、梶仁右衛門、佐比内藤藏五人の人々馬の頭を一面にならべ御大將を中に立命をふうちんよりも軽くして突てか、らせ給へば、如何なる強陳成共乗り給はぬ事や有べきぞ見へにける、然共敵も味方もたがひに命をおしまねば前におそる、ものもなく、跡にもあやしき敵もなく只打もの、續く限り、鎧の柄のおれずして命のあるまでぞ責戦ふ。か、る所に爲信公召たまへる御馬深田の中へ飛入ける、馬のふこ腹みへぬ斗にて、いさにつかりければ身たい御心にまかせ給はず、五人の人々是を見て馬を乗捨々々深田の中へ飛入御馬の前後に付添けれご

も御馬を引上ぐべき様もなかりし所に、敵是を見て大將ぞ知たりけん。貳拾人斗鎧ふすまを作りて畔傳ひに突か、る五人の人々身命をすて、防ぎけれ共已に御命も危こそは見へさせ給ひける、瀧本又是を見ていかに味方の者共あれ成は大將右京亮なるぞ、天のあさふる處なれば討てやあますな言儘に五拾人程ひしゝかたまりてほさきを揃て走り懸る、いよゝあやうく見へさせ給ふ所に、籠田口へ向れたりける大隅が勢九百餘騎横合にはしり來り、瀧本が勢を押隔て黒煙を立てもみあいける、其間御馬をこかふして深田の中より細かりし手道へ乗上させ給へごも、敵七八人頼りに突て懸るを打拂はせ給へごも敵猶したい來るを突のけさせ給はんご御馬を引歸させ給ふ所を、敵鎧をもて御馬のさんつをた、きけるが尻がひをた、き切る、其時鞍馬のひら首へこければ、猶々御大事に見へさせ給ひし所に梶、櫻庭はせ寄御馬の口にすがり御鞍を直しける、神、奈良岡、左比内は敵に向て防ぎける、其内に兩人御馬を引返しかの大溝を飛せ給ひ、危き所をのがれ給ふ、其溝を改れば一丈餘り有しごかや。夫より又館田林の北東のかた大隅の備裏の方へ廻らせ給ふ、畑中に御備を立て堅めさせ給ふなり。瀧本是を見て敵の備色かたふ成たるぞ戦ひつかれたる味方の小勢にて今日は本意を達しかたかるべしとて、引かへさんごする所に、東根口へ向ひたる新岡但馬、小笠原伊勢兩人は相圖を待合居たる所に、御旗本の合戦急成ご聞てむちに鎧をもみ合まはしかけに懸け來り、館田林を見渡せば瀧本人數を引まごひ靜に引て歸る所へ、但馬ご伊勢が新手の者其横合に責寄せ無仁無三に突懸て、火花を散して戦ひける。味方は小勢にて然も

つかれたるぞ、打破り城へ引取候へし、瀧本大聲上げて下知しける、觀音堂の前にては瀧本すでに危見へけるが人數をひたし引まこへ眞黒にかたまりて六羽川を打越城の方へ引て行。小笠原味方に下知しけるは、瀧元の勢つかれたり追詰て討てやもの共あますなきて手しゆく追懸ければ東先寺前にて又瀧本取て返し大勢の中へ割て入、命を不_レ惜戦ひける。味方の者共瀧元一人を目にかけ爰に取籠かしこに追詰しけれ共馬強くして、打物達者なれば懸合て可_レ討取やうもなし、然共瀧元入代味方もなく二時斗の間に四度までの戦ひ薄手も少々おひければ心共につかれつ、右京殿を討もらしぬる事の無念やこはがみなして引返す。但馬と伊勢との兩手の者間もなき内に二度までのせり合に各つかれたりければ相引にぞしたりける。日も漸々申の下一刻に成ければ但馬申上げるは、先々今日は御歸陣可_レ被_レ成瀧元を討事今日には限り申まじ、新手の者いづれもつかれ候、殊に日暮候へば敵にしたわれ候は、一定くいこめらる、事候べし、さなく候とも味方多く損べし、先々御引上あそばし可_レ然_レ申上げれば、尤に思召其日堀越まで御歸陣被_レ成ける。

大光寺責 附瀧本播磨御追拂之事

去程に大浦勢其日の暮ほごに各堀越へ引返す、上新岡但馬申上げる、今日は御相圖を相待ける程に瀧本がさか寄せの軍に逢、不_レ申_レ討もらしぬる事口惜ぞんじ候、其上觀音堂と東先寺前にて兩度戦ひ候へしも、爰にても打もらし甚以無念に存候と申上げれば、爲信公被_レ仰けるは、其方被_レ申所尤にて候得共惣じて軍さいふものは、必竟の勝をよく知て仕懸てだに其支度相違して今日のごごく危き目に逢事は軍の常の習なりと、昔よりも言傳へたり、ましてや體成勝も見へぬに事を大方に沙汰し夜討に討ならばやすかるべしと斗心得候ひて、其の利する所も見ずしてむたいに押懸て候は、必定仕損じ可_レ申つらつら事を案するに、淺瀬石大和は味方になる大身なれども浪岡殿はひく人にひこしき人ぞかし、尾崎、新屋の兩人にても浪岡殿を頼てこそ我に敵對申なり。追付浪岡殿を手に入なば尾崎、新屋の兩人は責ずして味方也、さらすば南部へ逃行べし、只爲信が骨折べきは今日の瀧本斗なり、あたら敵を夜討にせんも本意なき事なれば爲信が軍稽古の爲に先々其儘置給へし打笑てぞ仰ける。其夜は堀越に御一宿明十二日に大浦へ御歸陣被_レ成ける。されば光陰の過行をば只夢とやいはんうつ、こやせん、今日よ明日よと過しかささしも程なく小車のめぐる月日も暮行ば、漸々其年も極月二十五日の事なるに、爲信公三御家老の面々を召し出し給ひつ、いかに方々大光寺の瀧本播磨を可_レ討斗事つらく愚案をめぐらすに、只來正月の元日にしくは有べからず、幸當月は大的月にてあるなれば、味方にては大晦日を元日に祝ひて明る元日に押懸け急に責んと思ふなり、銘々其用意被_レ申付候べし、尤器量には寄るべき事なれども雪深く候へばかんじきの支度又躰はいづれも二間柄より以上を持すべし敵方思ひよらざる事なれば雪の支度有まじく然らば味方の面々はかんじきにて深雪の内にて身体不如意の瀧本の兵を長柄の躰にて突臥打伏るなら

ば泥に酔たる魚共を手取にするにひこしかるべし、面々いかに仰ければ三家老の人々是はゆ、しき御手段、敵を討べき圖に相當り候なり、皆々へ御意の旨を相觸用意仕せ可申きて各御前を罷立其旨ひそかにふれ渡す、各大晦日を元日に祝ひつ、其夜の子の刻斗に大浦を打立て明る元日のあけほのに大光寺へ押寄せ四角に四面に取圍み鯨波の聲をぞ揚げる、城中にてはおもひ寄ざる事なれば夢にゆめみる心地して、只何もなくたちさはぎ武器に心のつく人は五人に一人もなかりけり、されども播磨はさがすして、物具をさしかため譜代の郎等四十人前後左右に伴ひ、門を開て切て出る、寄手の大勢これを取籠討んこせしに爲信公御下知し給ふは、案のごこく敵方は雪の支度をせぬぞ、只深雪の中におびき入よこ仰ける、依之味方の兵よりくこあひしらひ、深雪の方引き退けば勝に乗て打て出けるが、深雪の中へ落入てかけ引自由ならざる所へ、かんじきはきたる大浦勢雪の上をつらくこかけめぐり長柄の鎧おつこのへ突臥し、打伏る物に是をたごうるに傳聞にし其むかしちくしが沖の戦ひにまんこが味方の兵三百疋の馬共に皆々うき沓はかせつ、波間をはしりし有様も是にはいかでまさるべし、然ども瀧本はおもひ切たる事なれば少しも退く氣色なく、唯死くるひこ見へにける。されども寄手數百人が其中へたご四十人斗にていか程まうるを振ふ共、何かはさのみたまるべき、次第々に討死し、わづか残し者共もいづれも手負たりけり。勢力もつきはてればかなわで城中へさつこ引暫大息つき居たる。かゝる所に瀧本が弟刑部左衛門と云し者播磨がちかくへす、み寄て申様、只今此小勢にていかほご働せ給ふこも勝に乗たる大浦

勢しかも大勇の爲信直に押懸下知すれば入こも切共用ひまじ、然者此大勢をいつたん退け給ふ事中々以てかたかるべし、此上は降參被成南部の方へも暫御ひらき被成重ねて大事を催し御いきさうりを散じ給へや、たけに思召候こも死て二度御存念を遂させ給ふ事は有べからず、且つは御子達の爲にも候はずやこ、言葉を盡しいさめければ、瀧本申けるは、其方被申所尤には候得共、本より我々心底に全く軍に打勝て二度運をひらかん爲にあらず、只義を全く道に守りて討死すべし、其うち千万にも一ツ右京殿に出合て勝負せば討れて此身の本望若討取候は、ゑんまのじやうへの土産にもおもふ斗にて候なり。今一軍して討死せんこ申切てぞ居たりける。刑部重て申けるは思召はさる事にて候へごも、右京殿に直にあはんこ思召か、御存念の大様にては候はずや、只今わづか二十人の内外こ見る小勢しかもつかれ候へば、いかなる手段に寄御思召の御存念をば遂させ給ふべきや、只雜兵の鎧下にて御命を果し給ん事なけきても只あまりある御事ならずや、何ごぞ此度御命をなごらへさせ給ひて、二度御存念を立さしめ給ひかしこ理を盡し申ければ、其時瀧本につここ笑ひ、破軍の時二度不謀言古語にまかせ、兎も角も刑部に任するなり可然様にはからひて見よこゆるしける。刑部な、めならず悦び、頓て支度をぞしたりける。黒糸の鎧におなじ毛の甲を着、黒成馬のたくましきに黒鞍置て引立ければ深雪の事なれば是をば後に牽せける、供廻り五六人にて惣門をひらかせ城外へしつこ出ければ、味方の是を見て我打こらんこ争ひける、其時刑部左衛門たからかに申けるはいかに寄手の面々へ申入候、かく申某は瀧本播磨が弟に

刑部左衛門に申者にて御座候、定て御存知の御方も候はん、然に播磨事武運すでにつきはて只今爲信公へ降參仕候なり、其使こして刑部左衛門御家老の面々へ罷越候ぞそこつに働し給ふなご高聲に申つ、靜に歩みて來りける、此言葉を聞き味方よりも森岡金吾出向ふ、是も同黒糸の鎧を着ひつすぐつたる若侍二十人斗、左右に立、につここ笑ひ出向ふ、其時刑部左衛門甲をぬきしきたいし、金吾に向ひ言けるは面目なく候へぎも兄に候播磨事すでに武運つきはて、爲信公へ對し敵對可し申力もつきはて申候也。御免されを蒙り城を明け罷出可し申、若一命を被下なば、明日城を立退ぞき南部の方へも罷越可し申、御承引に於ひては望に任せ御人數を引上せ給ひ候は、瀧本一家の者難し有可し奉り存候こ、實によきなく申ける、金吾此由聞よりも播磨殿の御望之通只今右京へ申べし、しばし御待候へきて、金吾はやがて御旗本へ參つ、刑部左衛門が申せし趣不殘申上ければ、爲信公被り仰けるは申上趣神妙也、其降を請候事、今少おそれれば立所に城を乗こらせ給んご思召けれごも、刑部が逸々申上候趣御聞召届被り成候なり、望にまかせ給ふべし、明日他所へ出候は、何方の口より出候はんや、其旨申上候は、其手の人數を引上可し被り成ごぞ仰ける、其旨金吾立歸り刑部に申聞せければ刑部申上けるは難し有仰かな、其儀にて候は、ごてもの儀に小湊口ご願ける、安き間の御事にて其手の御人數を御引取せ給ひ、口々村々へ被り仰付二道の雪まで拂せ給ひ、誠に御念比に被り仰付たりければ、播磨も難し有ごぞ申上ける。さればにや瀧本は天正三歳正月二日の朝巳の刻に大光寺の城を立退きける、年月住なれし城なれば瀧本が妻女共名残やつきす思ひけん源氏巻柱の哥短冊に書奥の座敷の柱に張付てぞ出にける。其歌に

今はきて立別るごもなれきにし

槓のはしらよ我をわするな

敵四方を取かこみたるに、城を明けて出にしかばさぞや物うくもかなしくもあらなんに、女心にかくまで思ひ出にしも、日頃の覺悟までもひやられもこそすれきて、人々かんじける。扱瀧本が譜代の侍二十人前後左右を打かこみ雪中の事なれば雪舟に乗てぞ出にける、我が身はもゑきおこしの鎧に、同じ毛の甲の緒をしめ鹿毛成馬のふつうに勝れて見へたるに、梨子地蒔繪の鞍置て後より引せ、弓鐵砲の武器類を少々持せけれ共皆一ツにからけさせ、中間七八人に荷なはせける。是降を請ふて城を明け渡す禮儀にこそご、是も人々感じける。雜兵五十人參りて通りける。扱其次に瀧本が妻女是も雪舟に乗りたりしが、侍十人斗物の具して前後をかこみ通りける、其次には幼少の子兩人そり一艘に打乗せ是も物の具したる侍十四五人前後左右にかこみける。扱又刑部左衛門は惣後より歩行立にて馬をば跡より牽せける、相隨ふ者共十人斗ぞみへにける。爲信公より被り仰付二新岡出雲兵十騎、雜兵六七百の人數にて播磨よりは拾丁斗先を打てぞ通りける。葛原治部是も雜兵五六百人にて後乗をぞしたりける。浪岡の城下を通り候に若難儀も有らんご淺瀬石大和、乳井大隅二頭被り仰付二都合其勢千五百人浪岡のからめ手の門の先に備を立堅めける。其外町々までも警固の足輕乗渡し嚴敷よそほひたり。扱又外濱にては油川の城下をも

前の如くに警固して事故なく、押通し小湊口まで送りける。是爲信公二十六歳の御年の春正月二日大光寺御手に入給ふなり。

浪岡責之事

天正六年春の比より浪岡を御責可被成御手段をぞ被成ける。其ころ浪岡の城主はその上建武の比奥州に威をふるひ給ひし、北畠源中納言秋家卿の末葉にて、時の人浪岡の御所様ぞ申ける、人のそんきやうにおごり、じやいを高ふして武道を取うしなひなま公家なごのごくにてぞ有ける。さればにや爲信公浪岡の城下四日市、九日市佐野、小荒木の邊に隠れ居て盜ばくゑき業をして渡世のいみなみとするあふれ者共の内にて、其の名の聞へ有者を四五人召れ參候へし御忍びの者小栗山佐助、砂瀬勘解由左衛門兩人にぞ被仰付ける。兩人の者共畏候て則其夜の亥の刻斗右のあふれ者共を御城の内へ召れ參ければ、爲信公近々被召寄し小聲にて被仰聞けるは、今宵面々を是へ召寄し事別儀にあらず、我々事以外ばくゑきを數寄に候へごも家老共がせいするゆへ心の儘に打ゑざる事日頃意恨におもふなり、何ぞ面々に出合一勝負願ひしかひ有て、面々今宵來らる、事、別て悦び候ぞや、今より後は折々來り候へご念頃仰ければ、畏ては候へごも御老中へ相知なば我々共が命の程こそ大事にて候し申ける、其時爲信公仰けるは、各々が申所斷なれごも佐助、勘解由左衛門兩人に心合せなば家老共に知られぬ様に參

事もやすかるべし、返すくも仰ければ、畏ご申上、其夜は共にばくゑき遊しける、本より上手共の事なればおもふさまに勝すまし喜びいさんで歸りける。其後も又參り三四度はご心の儘に勝すまして歸りければ、是を傳聞ししれ者共我々もつれ行て大浦殿に一勝負打せて給り候へご、縁を求、傳を頼て五人の者共に言入ければ彼道功者のしれ者共後々は四十人程參つ、上下のへだてもあらずして彼の勝負をぞあらそひける。或夜爲信公此者共に御料理なご被下酒數刻給りければ皆々興に乗じはなうたうごふて心よけなるを御覽じて、我々此遊して其方なご、慰事も最早今宵かぎりにて有べきかと思ふゆへ、今宵は別して料理をも振舞ふぞかし、残念さよご仰ければ彼の者共是を聞き如何成事にて候ぞや、某共參候事御家老中へ被聞候かや、成ほごひそかに參候程に、餘所へはもれ申間敷と思ひしに誰人か言けるやらんご、興を失ひたる風情なり、其時爲信御仰けるはいや家老ごもが聞しにもなきごよ、我々事近日去所へ城を責に行なれば若討死をもいたしなば、面々に出會此ていの遊びをする事も最早今宵斗にてもやあらなんご、残念に思ふごさも誠しやかにの給へば、彼者共是を聞きさすが岩木ならぬ人間の習さて御名残や捨がたく思ひけん、されもく暫く言葉なくして居たりしが、初兩人召れ參たる五人の者共申上げるは、能こそ被仰聞候ものかな、かくあさましき下々にこそ、生れけめ、人の情を不知事や候べき、此程の御芳情いかでかわすれ奉るべき、御ゆるされましますば御跡より忍び行其城の埋草ご成果申さんご、思ひ切たる其風情下々ご申せごも誠に甲斐々々敷ごみへにける、其時爲信公打笑て夫は

嬉敷心底かな、其儀にてあるならば其方なきにも徳の附事の候ぞや、頃日我々も勝負したるに似るまじきぞ、其方なき今より後今の家業を止たり共一生樂に暮さん、供して參れこの給へば五拾餘人のあふれ者共誰かれも御召れ給はれごぞ申ける。其時爲信公仰けるはさほぎにまで申上なば皆々召れ可申、此上はいつれも我等が心底全他言せまじき起請文を書き仰ければ畏候て、皆々起請文を書たりける。然らば面々徳の附事教ゆべし、其子細は我等近日浪岡の御所を責る也、其折柄汝等とは様々に致せよ、手段を委しく教へ給へば、何れも此由聞よりも畏候て皆々浪岡へぞ歸りける。夫より四五日過五人の盗人參つ、日外被_レ仰聞_レ候一大事はやく思召立可然_レ奉_レ存候なり、其故いかん_レ申に五十餘人の者にて候へば若露顯もや仕る_レ無_レ心元_レ候なり_レ申上ければ、爲信公仰けるは來る七月廿日には必馬を出すべし、夫まで相待候へてまづ_レかへさせ給ひける。扱七月十七日に又右の者共召寄せ、いよく廿日には浪岡へ押寄るなり教へを相守れ_レ仰ける、彼者共畏候也、其後又同心の者出來いたし只今は百人斗り皆々一致に申合御教を守り働き可_レ申_レ申合候也、又々日數經候は_レ是を聞付仲間へ入てくれよ_レ申者の候はん、いれず_レいはば御計策もれ申さん、唯片時もはやく御出馬候へかし、いづれもまぢかね候ごぞ五人一同に申上ければ、いよく廿日には出馬いたし候なり其旨何れもへ申聞能々教を守れ_レご被_レ仰付_レける。去程に已に其日にも成ぬれば爲信公の御先手淺瀬石大和、同安藝其勢都合七百の人數を引つれ旗風にひるがへし西の野山のすそよりもいきほひ有て押寄る。二番兼平中書、森岡金吾其勢七百五十人東の田面を一文字に赤茶口へ_レ押向ふ。三番に御旗元御勢千三百人本道をこそ寄せ給へける。其行列正敷して微なるかな_レ無聲に至る有様にて、其形長蛇のごこくたな引て靜なる内にいきほひ有て押寄せ給へば、彼者共是を見て五人三人七八人打つれ_レあわた_レ數城中へ走り入り、只今大浦殿の大勢此御城を責ん_レて、三方より雲霞のごこく押寄せ候ぞやいかに御油斷の御有様や_レ立替り入替り走り廻りて聲々にあわてさはぎつ、女中やおさなき方は敵の人數の取巻ざる其内にはや_レ落させ給へかし、追手の御門は我々堅め可_レ申御心安く思召せ、爰の矢倉は何某かし、このやぐらは誰がし_レて、百餘人の者共こ、やかしこに立さわけば、城中の男女是を聞只手足もなゆる心地して踏足も地につかず日比名をゑし兵も勇氣も更にたゆみはて、刀を取て右にさし矢をば左にたばさみて是は_レこ走廻り、女は我子を逆様にいただき、紅葉の小袖かへさまに着て、おきつまるびつふししつみ、いかに成行身の果ぞや_レ聲々に鳴かなしめば、勇者も兵具をわすれはて、智者も思慮をぞ失ひける。その外の輩は只ひたひのあせを押ぬぐひ、大息ついたる斗にて物具すべき心もなく、あきればはてたる斗なり。かゝる所へ大浦勢三方より取懸員を吹立太鼓を打、時の聲をぞ揚にける。城中の女童こはそもいかに_レ鳴きさけぶ、彼のしれ者共是を見て大浦様の御教爰成ぞ_レ言儘に、八方に走り廻り、女子供の衣裳をはぎこり財寶をうばい取り、其後四方に火をかけたたりける、此有様に氣を失ひ、至剛もうせ果勇力もきへてや失たりけん、弓引武士一人もなく皆々降參したりける。去程に浪岡殿に付添者もあらばこそ、我_レ乗物に

のり給ひ走いつかたへもつれ出せよ、いかに者共この給へば、彼しれ者共是を見て畏候て、大勢打寄しゆごしつ、爲信公の御陣所へ急ぎかひてぞ參つ、此程の御禮に乍恐御所様を差上候ごぞたわむれける。爲信公も打笑せ給ひ、結構成道具を給はりけるよこたはむれさせ給ふこかや。夫より浪岡殿には馬上拾騎雜兵百人斗被_二仰付_一西根の寺へぞ被_レ遣、其後爲信公城中城外の火をしめさせ給へ城下町人は不_レ及_レ言侍共に至るまで前々の如く住居すべし、侍共をば前々のごこく御扶持所領に相違有_レ之間敷_二被_二仰出_一たりければ、皆々安堵仕、其外地下百姓の者共までも以前に替る事あらず_二御觸_二させ被_レ成つ、三日御逗留被_レ遊能々安堵いたさせて大浦へ御歸陣なされける。其頃浪岡の城下の町に立たる落書て矢はうつほ刀はさやにおさまりて

弓矢はさらに浪岡の御所

扱城中には留主居の衆て侍五六人をぞ差置給ひける。是皆馬持たる侍共ごぞ聞へける。扱又浪岡譜代の侍共皆々御跡より大浦まで參つ、御城大手の御門外にて三人の御家老中へ御禮を申上、各浪岡さしてぞ歸りける。其後御所へ御使者被_レ遣此上は何方へ成共御望にまかせ送り届て進候、望の方を被_二仰越_一候得_二被_二仰遣_一候へば、其儀にて候は、秋田へ參度候_二、御返事をぞ被_レ成ける。やがて細越に被_二仰付_一其方寺へ參御所を請取秋田へ送り候て其方居宅にて切腹させよ_二被_二仰付_一ける。畏候て彼寺へ行向

ひ我承候て、秋田の方へ送り越申はつにて候なり、御出被_レ成候得て、乗物に打のせ、直に我屋に伴ひつ、切腹を遂させ申也。其時御前の最期に讀せ給ひし哥て人語りしは

故郷を夢に出こし道芝の

露よりもろき我が命かな

天正六年寅七月下旬に浪岡御手に入なり。

北畠左近忠弟之道盡之事

爰に浪岡御所の弟に北畠左衛門秋忠_二言人の有しが、此人過にし春彌生の比病死して其子に北畠左近秋則_二て生年拾七歳になりける、勇義共に人にまさりて誠に名譽の若者_二て、其比浪岡の家中にて其名をよばれし人成るが、浪岡落城の日は聊用有て油川の城主奥瀬善九郎方へぞ參ける。然る所に浪岡よりの落人共大釋迦山を打越津輕坂新城油川の邊まで逃まこひ大浦殿こそ大軍を引つれ、昨二十日の晝比浪岡の城へ押寄せ城をやすく_二責落し、御所様をば生捕にして兵あまたかこませ大浦へ御越候なり、其身は猶浪岡に逗留して諸事の御掟を申付、御所様御一家の人々をさがし出しちうりやくせん_二の給ふなり、取々に沙汰して居たりける。左近其由を聞くよりも口惜敷次第かな、親にて候左衛門殿御在生にてましまさばたこへ運命つきはて城をば敵へ渡すこも御所様をおめく_二生捕にはせさすまじきを、御譜代

相傳の人々は一人も出合て敵をば防不_レ申やこはかみをなし身もたひし泪を流し申けるが、さぞや大浦の人々が浪岡の家中には侍はなきぞよこ評判せんこそ口惜けれ、よし／＼我等一人成共走り歸り大浦の大軍へ今一度かけこみはなやかに討死して家に疵をば付まじぞ、皆々用意せよこぞ申ける。其時北畠譜代郎等千町田茂兵衛_三申者の有けるが幸此度供したり、此ものいさめて言けるは思召御尤至極にて御座候へごも、まつあんじても御覽ぜよ、大浦の大勢勝軍していさみすすめる其中へわつか三十斗の人数にて何程の事か可_二仕出_一、大勢に責め立られ腹切間も候はずばかへつて敵の取子_三成_二、中々うきめを見させ給ふべし、よし又御存分之通りに討死被_レ成候共何のゑきか候はん、名有御譜代の歴々が一防かすして敵にくたりし人々も恥ならねばこそ世中に面をさらしますぞや、只此度は理をまけて御命を全ふ被_レ成御姉君様の御行衛を尋させ給ひ、南部の方へも立のかせ給ひなば、御亡父尊靈一門の御孝行にて候べし、只今大軍の中へかけ入り御討死を遂させ給は、御一所こそは忠義の道に叶はせ給ふ共御姉君山野にまよはせ給ひ、道のちまたに倒死をもあそばしなば御恥をさらせ給ふのみならず、孝弟の道にははつれ給ふべし、ひらに思召_三まらせ給ひて、只姉君様の御行衛御命に替ても尋させ給ひこまづ南部の方へも御伴ひ給へかしこ、理を盡していさめける。左近泪を流しつゝ、あまりの事の口惜さに姉君の御事をわすれ奉りしぞや、誠に我討死するならば誰やの者を頼みてか御命をたつかり給ふべき、さあらんには姉君の御行衛を尋候へて若しもむなしくならせ給は、其時身のおんびを究むべしこて、此上は大勢にて

かなふまじ、櫻井權兵衛、新里作藏を同道にて尋させ申べし、又荒川仁兵衛、浪岡吉六を同道にて尋させ申べし我等は其方同道せよ、三手に別れて尋ね今日より七日めの暮方にはいづれも爰へ歸り候へこ、各申合せつゝ、其外の者共に皆々暇を取せける。夫よりもおもひ／＼に尋出んこて各手分をしたりける。先左近_三茂兵衛兩人は大釋迦より東の方へ此の野の末谷々まで不_レ殘尋可_レ申權兵衛、作藏は白銀より西の方飯詰、原子の方へ行山々谷々殘なく尋べし、扱又仁兵衛、吉六は浪岡の近所にはいくわいし、村々里々を尋よこていづれも姿をやつし土民の躰に様をかへ、伴ひ出るぞあはれなり。茂兵衛申ける様はいかに方々先ほご申合せしごこく、今日より七日にあたる日は尋逢なば本よりの事縦令尋あはずこも先々此所へ立歸り世の様子を聞合、又々相談すべし返々も約束し各別々に成にける、心の内こそあはれなれ。去程に左近_三茂兵衛は、津輕坂の西東かれい澤の北南野道、山道行盡し餘りに尋わびければ入内の観音へ參つゝ、みたらしにてこおりをかき佛前にひざまつき、心中に祈誓したりしは、姉君いまだ此世にましまさば観音のさつたのくりきにてめぐり合せてたび給へこ、真心誠に祈られける、観音ふしきにあらはれける。此社の辰巳の方は谷深くきれて袖取不_レ入所なれば大木小木しけくおひつゝ、き葉陰茂りて暗して人里遠き谷なれば、爰に尋て姉君達身を隠してぞおはしませり、付添たりし者こては此人の御乳の女房せきやこいへる女、是は櫻井が姉にて年比の者成が御供して出にける。其外若き女には若葉、千代竹こて姉君ふた葉の昔より付添たりし者共なり。扱又供して出し男には、千町田が二人子兄の彌三郎、

同弟彌五郎是も主従六人にて忍て爰におはします。少夜も漸々更行まゝに虫の音も諸共なきしつみてぞおはします、さなきだに秋はかなしき習ひなるに、見もなれず聞もなれさせ給はぬ谷陰に、身をかくせきて頼むなり柴の葉陰のかり枕、かりそめにだにわびしかるべきを、誰を尋て行先に何待事もあらずして、此谷かけに分け入て、いつを期する浮身ぞやみなけき出し給ひける。せきや餘りの物うさに若御心もやなぐさむ彌三郎に打向ひ、いかに兄弟の人々よ、大浦様には常に御慈悲深くましますよし聞及候へば、定て科なき面々を殺させ給ふ事あらじ、夜をもあけなば御兩人に一人は里へ出させ給へつゝ、左近様の御行衛をも聞出し、此御様子をも御一所に御引取せ給ふやうにはからひ給へ言ければ、彌三郎申けるやうは、仰のごまく大浦様には御慈悲深くましくて、科なき者は縦敵の家の子にても男さへも御いつくしみ有と聞て候へば、まして御女儀様の御事なればさぞやいたはり給ふべし、明日に成らば姉君様の御供して浪岡に歸り御なけき申上候べし、今宵斗のかり枕月もすみ行候へば、御哥にてもあそばし御心を慰給ふべし、かゝる山路の月影を重て願はせ給ふも如何してかは御覽じ給ふべし、つみなふしてはい所の月さかゝる事にて候はんと言葉を盡して申ければ、姉君少御心を取直せ給ひて

なら柴やなれか葉影をたのみ來て

見なれぬ月を袖にやみせり

かく讀給へばせきやを初兄弟の人々は泪をぞ流して居たりける。かゝる折ふし茂兵衛申けるは此谷陰より女の聲にして物言音の聞へ候ぞや若姉君様かゝる所へも立のかせ給ふやらん、見て參らん申て立寄てつくつく聞ければまがふべくもあらぬ人々の聲を聞なして急ぎ立歸り、此たにかけに姉君渡らせ給ふぞや、此方へ來らせ給へて茂兵衛先に立草木をおし分け尋入り、聞たりし聲を知るべに分行とも夜の事にて尋わび左近餘りのもこかしさに姉君様はいつくに渡らせ給ふぞや、左近是まで御迎に參候と聲を揚て申ければ、姉は夢もわきまへず、覺へず爰にこの給ひける。其聲をしるべしして其所へ分行、主従親子の者共は是はくこ斗にて夢うつゝ、こもわきまへずしてほうぜんとして居たりしが、やゝ有て姉うへ左近が袖に取付て、さてくそなたの事は日頃の心底を知りたれば御所様生捕れさせ給ふと聞さぞ敵の中懸人討死もやし給はんといか斗なけき候ぞやこふししつみの給へば、左近申けるは我等も存知詰其用意を申付候へば、茂兵衛達ていさめけるは姉君の御行衛をば如何心得候ていろく申候ゆへ無甲斐一命ながらへ只今御目に懸しめて、又々泪を流しける。茂兵衛申上けるは何をなけかせ給ふぞや、かほご目出たき事こそ候はぬ、なけきの中の悦びはかゝる事にて候はめ、天明けなば人の見ごがむる事も候はん、いざ今宵夜の内に油川まで御越被成、善九郎様を御頼兎も角も御身を片付給ふべし、いざさせ給へ言まゝに、姉君をば彌三郎おひ參らせ、彌五郎せきやが手を引、油川迄夜の内にも皆々急ぎ行程に其夜の曉方に油川に着き給ふ。善九郎へ申入れれば先々此方へいざない深くかくして居たりける。扱又残る四人の者共も廿七日の暮程にいづれも無恙立歸り、皆々ひとつ所に集りて悦ぶ事限りなし。

善九郎被_レ申しは各此所におはしける事大浦へ聞へ候共、浪岡の侍共を前々のごこく扶持し給ふ事なれば、別の事は有間敷けれども、いつまなく各忍び給ん事廣き世界に有ながら人目に身をばしばられたる心地して、中々究屈なる事なれば此上は大浦殿へ降参し給べし、然らば我等大浦へ参り訴訟致申べし、いかにくにご申さるゝ、其時左近申けるは、御思召の程恭は存候へども、降参仕候事、先々延引可_レ致、浪岡譜代の歴々共いづれも降参其上なればましてや此身は若輩にて全恥は存不_レ申候なり、然共我我は一類共も候へば南部の方へ参候べし、御送り給はれご申ければ、其儀にて有ならばごもかくも心にまかせ給へきて、天正六年寅の八月三日に外濱より船に乗り、田名部へこそは参りける、其末葉はんじやうして今に有ごぞ聞へける。其後ひさしからずして善九郎を追落油川をも御手に入候へば若輩なれごも秋則はかゝる事までおしはかりて南部へ立のき候かご後に思ひあはせつゝ、人々口びるをひるがへすなり。

愚耳舊聽記卷之上終

愚耳舊聽記卷第二下

油川城聞落之事

南部勢淺瀬石江寄之事

田舎館掃部義死之事

上方江之御乗船難風逢事

大聞様九戸御誅戮之事

爲津輕御巡見三使御下向之事

淺瀬石大和親子御誅罰之事

尾崎三目内逆心 附今小三郎忠戰之事

於清水森戰死之者亡魂御追膳之事

天藤右衛門四郎兄弟横死之事

爲信公御病死之事

油川之城聞落之事

去程に爲信公三御家老中へ被_レ仰出_二候は、外濱油川の城主奥瀬善九郎を打亡さんと思ふなり、此男は大臆病の名有者なれば、我等出馬に及まじきはおもへども、若敵にてあなごり万一仕損じ候へば、不覺の至りたるべきなり、人數を引つればせ向ひふみつぶし候べし有ければ御家老中被_レ申は、仰のごく善九郎は臆病の人にて候へば御馬を出させ給ふまでも候まじ、某共が内一人御差圖を以て罷向ひ城追落し申べし、併無_レ御心元_二思召候は、浪岡迄御馬出させ給ふべきか_三申上げれば、爲信公御意遊ばしけるは、各の内一人差向られ候へば心元なき事はなけれども、申さる、通り浪岡迄出馬し申べし、作_レ去警固のためにて有間一手段然るべしにて、油川近所の郷民を一兩人召寄せごぞ仰ける。畏候にて浪岡責し折節亂亡ゆるさせ給ひし盗人共の中にて才覺成もの兩人召出し、右の有増申付外濱へぞつかはしける。此者共急ぎ外濱へ参り油川の近郷新城村_三言所にて郷民一同村の庄屋共に言合召れ参ける。爲信公聞召其者此方へつれ参れ_二て御書院へ御通し被_レ成兩人の者共は、新城村よりはるく_三能こそ來り候へ_二て、御褒美を被_レ下其上さま_三の御馳走被_レ成、扱其後に爲信公御出さなれ、御直に被_二仰聞_一けるは、今度なんぢらを是まで御寄せし事別儀にあらず、油川の奥瀬善九郎を追ちうし、城を明けさせ候べし、善九郎逃去候は、跡にてなんぢら心のまゝに亂亡せよ_三仰ける。其時右の者共申けるは、我々は力

にて何ぞしてか善九郎殿を追ちうし申べきや若御馬出候は、某共が親類縁者の輩を招集て、油川衆に出合身命を捨てはなぐ敷切合御目にかけんぞ申ける。其時爲信公につこ笑せ仰けるは、其方共が心ざし近頃祝着したり、初より汝等はさこそあらんと思ひしゆへ、此一大事を頼なり、油川の者共切合候までもなき事ぞ、かやうく仕つれ夫を實こ心得、善九郎は必城を落行べし、其跡にてなんぢらは城へ懸込亂亡せよて教へ給へば、又郷民共申けるは扱人數御出不被成やこ申ける。其時又仰けるはいやく左様にてはあらず此方より人數を出し跡を堅めて心やすく亂亡致させ候なり、能心得よければ、其時郷民合点して、畏きて各濱へぞ歸りける。扱其後天正十三年三月廿六日に爲信公浪岡まで御出馬させ給ひ、同廿七日の夜に入小笠原伊勢、兼平中書兩大將にて御人數八百餘引連夜中に大釋迦津輕坂を打越し又しの、めに新城村へ着陣す、其時兼て御おしへのごこく郷民村老二三百人斗の男女打つれ新城村を立出、辰の刻の始比に油川の町末よりごこくさわぎ立て聲々に申けるは、只今大浦殿油川の城を責させ給はんぞて、大軍を引つれおし來らせ給ふが、新城村を焼立押寄給ふぞや、此身は何ぞ成べきぞやと聲々にさけびければ、ごこすさまじくぞ聞へける。かゝる折から新城村のこなたにかや木をあまたつみかさね、是に火を付焼立ければほのふさかんにもへ上り、黒煙天を霞めて夥しくぞ見へける。先達て油川に逃行たる女童聲々にいまだ新城村に火付ぬきていよいよさわぎかけめぐれば油川の者共走り出く扱すさまじき煙かなこ以外立さはぎ新城村の民百姓共は、扱夥敷人數かな最早此方へよせ來るぞ見へ、敵の旗先煙の中に見ゆる也、かかる浮世にながらへて娘哉孫子のなれの果を見んよりも新城村へ立歸り、煙の中へ飛入て死なんぞ狂者も有、又は小船に取乗りて田名部の方へゆかんこ兎角海に浮べる者も有、以之外にさはぎて元來臆病成事なれば、善九郎家來に向て申けるは大浦の大勢押寄なば追拂はん事かたるべし、敵近付ぬ其の先にいざや田名部へのかんこてはやく一家を引つれ濱邊に出我もく小船に取乗、田名部をさして落行ける、猛將の下に強兵やなかりけん、日比付添隨ひし者もおもひくに落失ければ、敵一人もなかりけり。大浦勢の大將其日の巳ノ刻斗に油川御着陣し、町の騒動を静め、早飛脚にて右の次第を爲信公へ被申上ければ明る廿九日に爲信公浪岡を御立なされ千餘の御人數にて油川へ申ノ刻斗に御着陣、其夜は御門徒寺に御一宿被遊外濱の御掟くはしく被仰付ける。此時油川の町に

油川に名をは流さし城落て

さのみ善九かおくせさりせは

かくのごこくに書てぞ立たりける。かくて爲信公彼の御門徒寺に五日御逗留あそばしける。降參の人數には高田、荒川、横内の侍共いづれも伺公仕、御禮を申上にけり。此時外濱を御手に入せ給ふ。四月三日に油川を御立被遊其日は浪岡に御一宿、明る四日に大浦へ御歸陣被遊ける。爲信公御年三拾六歳のこきなり。

南部勢淺瀬石江寄之事

四

淺瀬石大和は本南部の侍にて有けるが、南部よりの下知に寄淺瀬石の城に居住してこそ年月を送りける然共石川大佛ゲ崎亡落より爰かしの取合一度も味方の色を立ず、剩大光寺の瀧本を右京亮責し時浪岡の押勢となり、浪岡落城の時は大浦勢の先手となり、右京亮へ合力する事逆心の至り、其罪輕からざる事也、速かに腹を切せなくば押寄せふみつぶせさて、天正十三年酉ノ四月十四日に長杭日向言者、大將にて其勢三千餘騎高田ヶ嶽さひるかひ山の間を押し通し、からす長根言大切所をこへきわたがたい黒森峠を押しをし、黒石の東うちくい野へおろし陣取てぞ居たりける。淺瀬石大和此由を聞よりも本郷竹鼻の郷民共に申付浪岡海道を堀切、柵をふり近邊の者共數百人番手に代り守せ置、扱又淺瀬石の城中には究竟の兵三百余楯籠、城下の町家七百軒有けるに男子は十六以上刀脇差なき者は鋸鎌鐮なきを持出よごぞ觸にける。城下の者共是を聞て我もくゞこ出ける。去程にくつきやうの者共千餘人及脇差持ざるものなだ鎌鐮なきを竹のさき或は棒のさきに結び付手々に持て出にける。扱又帷子手拭なきを縫合せ、長竿、長竹なきへくゞり付け、見せ旗に拵ひ城中に立てならべ、敵若城中迄責寄せ堀を乘らんこする時の爲にきて、城中の爰かしこに大釜をすへ湯をわかし其内へ鹽を入湧立てぞ置にける。是は敵已に堀を乘らんこするならば石打柵の上より此湯をくみ懸け候へきて、柄の長き檜杓を置て女共に申付、其所に

置渡す何ごぞ程をのばし大浦よりの後詰まち合よご、役所々々に下知をなし堅固に持て待懸たり。是は扱置敵の大將下長杭日向より淺瀬石大和方へ使者を以て申越けるは、其方日比の不儀ゆへ今度我等討手にさしむかへられ候なり。然共いつたんの不儀をひるがへし、自今以後忠を盡さんごたおもひ候はゞすみやかに城を明けて渡すべし、左候はゞ其方一命の事は日向が此度の功に申かはりてもたすけ參らせん其儀違背有之に於ては追付押寄せ、則時に踏潰申べきごぞ申つかはしける。大和返事いたしけるは、被仰越候、ひごつごして不承知候、大和不儀あらん其科を糺明し、其上にて兎も角もあるべき事なるに、御事は更になく大勢に押寄城を渡せご使を立て候に、心得候て城を渡したる古今の例不傳承候也。眞實城を可請取候はゞ武士大法にて候まゝ軍して給へ、大和が城は日向殿の使にて落間敷返事したりける。日向大に立腹し其儀にて有ならば急に取懸ふみつぶせよご云まゝに、我もくゞ寄せかゝる、大和おもふまゝに敵に腹をたたせけるが、さくゞ切腹させよごてすくやかなる者共三十人程、ひつくゞり中川原言所まで出し、敵合近き所なれば三十人の侍は聲々に申けるは、いかに日向殿へ申入候、大和ほごの名將の籠たりし城を使にて落さんごは不覺の至にて候ぞや。惣じて昔より責ぬに落城のためしは候まじ、使にて城を落す軍法は義經流ご申候か、又楠木流ご申候かや、きかまほしく候て三十人の軍兵共聲々にさけび一度にごつご笑ければ、日向本より愚將にて敵の謀計ごは不知してものないはせそ、たゞ踏潰せご下知を成し一もみにも潰さんごいかりける。去に依て寄手共先中川原に眞

五

一文字に打てかゝれば、三十人の兵共ふせぎかねたる風情にて、よわく逃かへる其折から本道を引違淺瀬石表の用水の大溝の有けるが、其中を眞下りに城下をさして引返し、寄手勝に乗じて跡をしたへて追懸城の大手の坂迄ぞ追詰付入にせんさいさみつ、千餘人の寄手共亂懸て見へける所を城の中より見すまして大手の門押開打物達者なる若者共百餘人一度にぎつ切て出、手先を揃て切立れば寄手の者共こらへかね、坂中より眞しくらに切崩され、彼の大溝の中へ飛入上を下へこねかへす、百餘人の者共半分は溝まゝに切立く追行ば、半分は溝の兩端に立渡り、鎧長刀にて切立つきふせ押倒し討けれども、寄手の者共は跡より續く味方に入替只おしつおされつする斗にて、敵に向て戦はんとするもの一人もなかりける。淺瀬石勢は勝に乗て追立く打程に、首數百餘討取れども、味方に打死の者は一人もなかりける、惣じて南部勢城下へ仕寄はじめ日向下知しけるは、味方の人數三千餘を三手に分け一手は土戸口へ押寄よ、一手は渡を打越し、阿彌陀屋敷の邊に寄よ、残る一手は打杭野よりおしおろし川原に備を置よ、はからん責口へかせいして急に責を下知をなす、然る所に大和が方より中川原へたしたる三十人の者共におびき出されて不覺土戸口、石名坂へ向し勢の中よりも半分彼の大溝の中へ入ければ又阿彌陀屋敷の寄手共は味方の勢におびかれ續て溝へぞ入にける。此溝春秋はなけれども巾三四間程にて兩方の端高して八九尺壹丈斗有中へ數百人の者共おめくこびき入、兩手一度に敗軍す、此時しも大和が勢の中に村上理右衛門云者有けるが此もの家人七八人召つれ、我が身は馬に打乗て落行敵を討ん

て溝に添てぞ追かけける。理右衛門が中間に大炊之助言者大力の名を得て常に七八人力も有べし皆人沙汰する者成しが、此者具足はきすして白はちまきをして櫛の木棒の廻り一尺斗にて長一丈斗成を弓手の肩に振かたけ理右衛門が馬添にぞ立たりける。又理右衛門が妻女その年三十斗の女なるが心切成る女にて菖蒲草のたち付を着し、上成小袖をぬきかけ、髪おしみたしはちまきし、小長刀をふりかづき下知を四五人手々に棒長竿持せ召つれ理右衛門が馬に添ふてぞ出にける。敵引て歸る道筋に主従夫婦十三人にて引て行を理右衛門是を見てそこを引て行は敵成ぞ者共あますな討み下知すれば大炊之助例の棒を押取のべ馬人のきらひなく落花みぢんに打ふする、是に力ゑて家來の者共五六人理右衛門も女房も大炊之助に差續き切立、突立矢聲を上げて戦ひける。大炊之助馬上一人打落し押へて首を取ければ理右衛門が女房是を見て其首誰人の首にまじゆる事なかれ、馬のむなかひへ結付よぞ下知しける。あつばれけなけなる女房かなこてほめぬ者こそなかりけれ。其戦ひに理右衛門手へ首數拾壹取たりこかや、其内首二ツ女房長刀にて懸たをし首をば家來に取せける、かたち云、心云、傳聞にし木曾殿の内こもへ山吹にもおこるまじきは村上理右衛門が女房にて、皆人是を感じける。扱又岸野佐兵衛にて大力のかうの者も大和が家來なるが、土戸口を堅めける其戦ひ急成しが、佐兵衛自身鎧を取大勢を追崩し自身に首七ツまで討取、其外手柄の者あまた有ければ、爰に記すに不及、味方には討死は一人もなし、薄手を負たる者共は五拾人餘有けるなり。土戸口、石名坂、阿彌陀屋敷兩人方の寄手一度にぎつ追立打杭

野へ逃上りける、味方さすがに小勢なれば、理右衛門馬を廻し、長追すなごぞ下知しける。此時若大浦の御勢かけつけさせ打杭野にて一軍有ならば、敵大敗軍し日向を討取候はんに残念成事共ご時の人申合られども、爲信公思召有ての事ご後にぞおもひ合ける。扱大和親子の者共は敵を打杭野へ追上げ淺瀬石川原に馬を立てぞひかへける、かゝる所に敵方より打ける鐵炮にて村上理右衛門をも手を負やう／＼馬に乗られ歸りけるが、敵の大將下長杭何ごしてかおくれけん同勢に引おくれ馬廻り斗にて溝を飛せて歸へるごころ、理右衛門是に行逢たり、日向はあなたよりごばせ理右衛門は此方より行懸る、重手負て心身苦しく有けれども是を敵ぞ見てければ、理右衛門行違様に手を差出し差物を引ぬき取てぞ歸りける大和に是を見せければ大きにかんじ言けるは、是正敷敵の大將下長杭がさし物なり、今朝城下へ寄し時城中より見たりしが無疑候ぞや、あつばれ貴所手だにおはせ給はずそこにて日向を討取んものを残念至極の事ごもかな、然共貴所今日の働きは感じ申に言葉なし、手も輕からぬ事ご聞はやく／＼歸り、手の養生被致よ、ごく／＼ごぞ申されければ理右衛門難有ご申つ、我が家にこそ歸りけれ。是は扱置爲信公御勢千五百の人数を召つれさせ給ひ、其日の午ノ下刻に高木村迄押詰給ひ、御本陣をば同所北の宿はつれに居させ給ふなり。森岡金吾に五百の人数を相添田舎館のおさへごして猿賀口へ被遣、然ば御本陣前に敵敗軍したりご聞召惣軍をば上高木村に残し置給ひ、歩立の御共少々召つれさせ給ひて、大和親子の者共大軍をおひなびけ馬に口あわをはませて手の者十二三騎左右に押立息つき居たる所へ乗り

かけさせ給へば、大和頓て乗向ひ奉り、敵敗軍仕候ご申上る、爲信公被仰けるは少遲參候、敵のふりあひを御覽ぜられず、残念の事に思召間打杭野へ御馬をすゝめ、敵の様子を御覽可被遊ご被仰御馬を打杭野へ乗せらるゝ、其時御跡より塗部地新七馬上にて參候が爲信公へ追付奉らんご馬をすゝめける所に爰に馬にて飛こさんご覺しきほごの溝有しを、新七乗懸もろ鎧合せ飛せんごせし處に、敵方の侍藤堂外記ご言者何ごしてか引おくれけん、此みごきわにかくれ居りしが、新七が馬のもろひごを鎧にてした、かに打ければ、新七彼の溝の中へ馬諸共に眞逆様に落にける。外記是を見ておこしもたてず乗懸り押て首をかき落す、かゝる所へ彼の新七が郎等に三浦佐助ご言者續てはせ來りしが、主の討るゝを見て彼の溝の中へ飛入太刀をぬき外記の左の肩に切付る、外記もやがて立直り佐助にこそは渡逢て追つ返しつ溝の中拾四五間が間をばごろにこそなして戦ひける。双方共に深手を負合引にこそしたりける。扱爲信公は打杭野へ乗り上げさせ敵の様子を御覽じ引返させ給ふを、大和見て子供に向ひ言けるは、能時節にて有間右京亮殿を討取津輕の主になれや子供ご申つゝ、已に馬の頭を押向ければ嫡子安藝を始ごして各馬を立直しはやいろめきて見へし所に、三男城之助申けるは、は無用の御事かなひごへに自害をするに、ひごしかるべし、其ゆへいかんご申に右京殿御一人を爰にて討取共大浦勢目の前に主を討せおめ／＼ご引て歸るべきか、味方はわづか三百にたらぬ小勢しかも今朝より軍に各つかれ候なり、二千に及ぶ大浦勢が急に取かゝり死狂ひに賣る物ならば必定討死無疑、よしそれをば一旦追拂候ごも、かゝる諸事の

つゝに乘長杭取て返し三千の人数責かけなば是を何ぞ防がんや、大浦殿の後詰めにおそれてこそ長杭は二度押懸らざらん、今朝長杭が俄責に責んせし事も大浦の後詰を恐れての事ならずや、御了簡有べき御事ぞご理を盡して申ければ、其時大和申様城之助が申所は逸々理に當り候なり、差當たる道理は不背乍然汝等が首をば大浦殿に取れ可申きて齒がみをしてぞ居たりし其間に、爲信公淺瀬石の町へ御馬を乗込せ給ひ、村上が手負たるご聞召、理右衛門所へ立寄せ給ひ、疵所の様子なきわしく御覽被成養生の手段迄御念比に被仰聞立歸らんご被成しが、村上がそばに置たる小旗を御覽なされ、是はご問せ給ひければ、有し次第を申上る、爲信公聞し召夫は疑もなき長杭にて有べしご、御感甚敷ぞ有ける、則其差物をば御持參被成候ごかや。其翌日村上方へ御使して被仰下けるは、昨日の働き御かんじ思召きて料足千貫文被下ける。岸野佐兵衛事も土戸口の働御感被成候きて同三百貫下されける。去程に南部勢悉く敗軍して打杭野の陣を拂ひ、南部へ引返し候はんご、竹鼻口へ差懸り、本郷海道を浪岡へ通んご大勢引つれ行所に、高館の越に大堀をほり切、堀のこなたに柵をふり其中に本郷竹鼻吉内の郷民共大勢はしり集り、爰をやらじご防ぎ留ければ、是所を破り歸らんには中々大勢討るべし、其内に大浦の大軍おし詰ごめるものならば一人も不殘討るべしごて、夫より野際の下通馬場尻道にかり押行けるが、十川端へ押詰見れば爰より先は道もなし、進退すでに極りあきれはて、居たりしが、日向申けるは如し此道々にて遅滞仕敵若したひごめられては叶まじ、只此川を越せやごて水の深淺をもさぐるまでんものはなかりける。

田舎館掃部義死之事

田舎館の城主、掃部方へ爲信公より被仰遣けるは、津輕三郡不殘御手に入れ候上は、掃部一人敵の色を立わづか成小城に籠り居候きて何ほごの事を仕出し候はんや、定て南部の後詰を待るご相見得候へごも、今度長杭が大和に追拂はれてかへりければ、南部よりの後詰はおもひも寄らぬ事なるべし。其上御馬を被出田舎館を打潰す事いごやすき事なれごも、南部方の者共或は城を捨て敗亡し、命を捨て戦ひ死るも有、今ははや掃部一人武士の道を守りて爲信公幕下に降らざりし事、返々奇特思召候也、心差の侍を無躰に討取給はん事、是又本意にあらず、只理をまけても爲信が幕下に降り被申ば満足せしむべしご被仰遣ければ掃部御返事申上けるは、被仰下ごの趣得其意存候、然共某事如し此の小城に楯籠津輕三郡の人数、敵に請いつを限り誰を頼みご罷在事全軍に打勝功を見んごおもふにはあらず候、只武士の家に生れ、我命をおしむ數代の武命をけがさん事口惜存候てこそ御馬を請いさぎ能腹切申さんご思

詰たる斗にて候間、片時もはやく御馬を向けられ候は、可_レ忝_レぞ申上たりける。爲信公此事を聞召勇義備りて能侍かな_レ御感じあそばし、何_レぞたすけたく思召兩三度までいろく被_レ仰遣_レけれども、掃部一圓御同心不_レ申上候へば此上は力なし、御對治可_レ被_レ成_レ被_レ仰田舎館近邊には、定て掃部方へ出入の郷民共有べし尋出し召つれ參れ_レ御忍びの者に被_レ仰付_レければいか_レはからひけん、其頃猿賀村にふかく出入仕者ありしを、こかふ斗ひ同道いたし參候なり、其郷民を召せ_レ被_レ仰出_レ給ひ、其身今以掃部方へ深く出入仕候段、何ぞ徳の付事有_レ之候得て、いまに出入致すか_レ御尋被_レ成_レければ、只今まで出入仕候_レて何の徳付候事_レては無_レ御座_レ結局おりくは野菜様の物持參こそ仕候へ、徳の付事は努々無_レ御座_レ候_レぞ申ける。然に深く出入は何のために參や_レ問せ給へば、何の爲_レ申事は一つも御座なく、掃部殿にもなんじ我等方へ出入事大浦殿へ聞へ若難儀に及候事も有なん、自今以後參候事かたく無用被_レ仰候へ_レども、私申候は我々は百姓の事何の御_レかめも有まじく候、若御尋も候は、御覺悟のほ_レ委しく可_レ申上_レ候、申上に命を被_レ召候は、日比被_レ懸_レ御目_レたる御恩をそれ迄にて報_レ奉るべし_レ申上候_レて今に御出入をゆるし、繁敷田舎館の城中へ出入仕候_レぞ申上ければ、爲信御聞召人は類を以て集る_レ言事誠なるかな、汝が其心を掃部心_レ能相應したるゆへに今に出入ゆるしけん、同氣相求むるの理あきらか成者かな_レ、御感涙を流させ給_レこかや。又其後御尋被_レ遊けるは、いつれの手段にて掃部爲信が籠本に降るべきやらん、若汝掃部か心底聞し事も有や、又汝が一分の了簡もあるならば委く申上よ_レ仰せ

れば彼の者申けるは、私体の者出入仕候_レて、爰は_レ見_レがめ申事なごは千日万日付添居申_レて、何_レぞしてか御座有べきや、常に被_レ申候は大浦殿より折々旗下になりなば一命をたすくべし_レ被_レ仰越_レ候へ_レども、我等本意にあらず候ゆへ、仰に隨ひ申さぬゆへにくし_レ思召やがて其手向れん、其折からは汝かならず城の近邊へも立寄候事無用にて有ぞ、いつかたの爲にもならぬ事なるぞ、其の心得せよ_レ折々物語を被_レ致候を承り候、依_レ之掃部殿御馬を引請腹切申候は、御供仕らん_レ申詰めて、いまに城より不_レ出必死を究め籠居候者共三百人餘御座候、其外の者共はいつれも城の外へ罷出候、是はいつれも供不_レ仕者_レ相見得申候_レ申上ける、爲信公聞召扱々何を聞候ひても、おしき士かな、然共其儘難_レ置者なれば不_レ及_レ是_レ非_レ事成ぞ、此上は急に申寄責つ_レぶし可_レ申_レ被_レ仰、則_レ諏訪堂村に御屋敷構を被_レ仰付_レ、其所まで御馬を出させ給ひける。御旗本には御勢千斗被_レ差置_レ、猿賀口へは小笠原伊勢を大將にて五百餘の人数を向らる、東北の方よりは淺瀬石大和を大將にて六百餘の人数を被_レ遣、既に三方の相圖天正十三年五月廿日に相究、其手へ押寄る遠責にするならばおもひ切たる者共一同に切て出味方_レの人数多く損すべし、初手の相圖を能究、廿日の朝はやく三方より押寄急に責べし、味方は鐵炮打事無用に可_レ申付_レ小城なれば打越し、矢玉にて味方打有べし、城中に弓鐵炮有_レても大形五六百挺よりは多く有まじきぞ、然らば討程も知れたり、只俄責にして時刻を移すな_レか、かねて御下知を被_レ成_レければ、初手此御下知相守り、廿日の朝卯の刻斗に三方の寄手一度におしよせ、門塀を打破り四方より亂入、城中の者共本より必

死の兵なれば、少も驚氣色なく、ひたくゞ物具かため、おもてもふらず切て出寄手の大勢に渡り逢、身命をかへりみずしばしこらへて戦ひける。然共寄手は大勢なれば、新手を入替責ければ、次第々に打死し、三百人餘の兵共一足も退かず、皆々戦死をいたしける、掃部は此戦の内に靜に腹を切りたりしを味方の者共懸寄しるしを取て來りしを、爲信公御覽じて忠義勇共に備りたる武士にて有しこて、御泪ぐませ給へば、御前に有し面々いづれも鎧の袖をしほりける。其をば近きあたりの寺へ送り參らせ給へこて、則寺僧に被_レ仰付_レ念比に吊らはせ給ひけり。扱掃部居城の事は思召有間まつく其儘さし置べしこ被_レ仰、二本柳三郎右衛門_ニ申者被_レ差置_レけるこなり。

上方江之御乗船逢難風事

去程に爲信公元龜二年の比より年月かさなり御心身を勞し給ひしが、其甲斐有て津輕三郡ここゞく御手に入させ給ひければ、上方へ御登可_レ被_レ成_レ思召立せ給ふ。越後路まで御船にて登らせたまはんこて天正十三年八月十日己にこも綱こかせ給ひ、順風に帆を上させ給へば、海上もたいらかにて渡鹿の沖まで御船はしりける。かゝる所に俄かに天かきくもり大風頻りに吹く、御船も危く何ぞ御舟を渡鹿の崎へ寄よこ下知しければ四方くらみ雨風しきりにふりければ、いつくをさして渡鹿の崎も見わけねば、只御舟を懸こめよこて、碇をおろし繩を引せ、風にまかせた、よはせ給ひて、風のなき間を待せ給ふ。其

比沼田面松齋_ニ云人の有けるが、此人申上げるは海中にてかやうに難風に逢し時は必その船中にて、主君たる人のおしませ給ふ物を海中へ打込龍神へ祈誓すればまた波風しづまるこ聞しなり、今度御拵の爲に上方へ御持參被_レ成候、御重代の御太刀取出し給へ、いか程の御寶なりこも大勢の人々の命にはかへさせ給ふまじ、御意を伺申こも御重代の御太刀を龍神にあたへよこ被_レ仰出_レ間敷候ぞ、此事後日に御こがめ有ならば此惣人數の身に面松齋切腹申べし、是へこ言て請取心中に祈念し海中へなけ入ける、ふしぎや、浪風たちまち鎮まり海上靜になりければいつ方へ成共山の見へ候かたへ、御舟を寄せよこて船人共に申付けければ、こもべに立ならび雲霧の晴行ま、に見渡せばいつくこはしらねぎも、遙かに山の見へければ、あなたの雲間に山こそ見ゆる、いざ御舟をおせよこて船人共左右に立渡りゑいや聲を上げてぞ押たりける。漸く近付見渡せば、松前の地にてぞ有ける。二度生れかはりたる心地して廿日餘り海中にた、よひしが、松前の地へぞ上り給ひける。爰にふしぎなる事こそあれ、松前の地御船着岸し沖にて船に引せたる碇なごみなく引上げるに、十日斗以前に渡鹿の沖_ニ覺しき所にて海中へしつめたる、御太刀御船の綱にまこはせ則松前にて是を引上げる。人々きいのおもひをなしける。面松齋餘りふしぎ成事におもひ始終を申上ければ、甚以悦せ給ひ、我等今度上方へ持參し、上手の研ぎ屋に研せんこ思ひ持參したるに、汝が才覺のごこいかなる家の重寶にても大勢の人の命には替へがたし、我々に聞せたりこも、なにしに少しもおしむべき、其太刀を海中にしつめ波風鎮まり、太刀も又爰にて引上し事旁以汝が今度

の働き御感じ思召ごぞ仰ける。面松齋泪を流し難し有ごぞ申ける。それよりして、いよく此御太刀名譽の御道具なればこて其名を綱丸ご號し、御代々津輕の御家の御寶物の一ごなして津輕に傳り候なり。小原實守が作りし刀、三尺三寸有ごごかや聞傳ひし。かくて波風はいよく靜になりければ津輕の内鯨ヶ澤へ御着岸被成其翌日は大浦へ御歸陣被成ける。其年は上方への御登相止其翌年は比内の淺利殿を責させ給ひし儘、是又上方の御沙汰なかりしが、ごかく御登被成公方へ御禮可被遊ごの御事にて、同十五年に又思召たせ給ふ、此度は陸地を御登可被成こて、南部領鹿角ごいふ所まで御越被成けれごも信濃守殿より堅く申付津輕の武士ならば、大小によらず、必宿仕候事停止の旨被申付候こて、御宿可仕ご申者なかりければ、其夜は御心ならず、野陣に御一宿被成天狗橋ご言所より御歸り被成ける。同十六年小田原御合戦の御見舞こして御登可被成由にて御發足被成しかごも、是又秋田太郎殿ご惡敷候ゆへ津輕の者をば下々まで直に通さぬ由聞召、おして御通りなさるべくご被仰出ければ共、御家老中の面々申上げるは、御人數損亡致し御本意を遂給はせて結局、思召の外の御事も出來せば御もつたひなき御事なり、まづ御歸り被遊御手段も御座あるべきご申上げれば、尤ごて秋田領の内安似の澤笠はりに云所より御歸り被成ける。其翌年又比内領主淺利殿へ御人數を向られんご秋田太郎殿ご御中直らせ給ふ、然共太郎殿爲信公の御眞意を覺束なく思召けるにや、比内の陣に自分は來り不給、檜山におかれし家來賀成九郎兵衛ご申者に人數を差添淺利殿へ被向ける。此方よりも大勢にて發向被成けるが兩手にかく責させ給ふゆへ、何事なく比内の城責落させ、淺利殿は城中にて切腹し給ふごかや。

南部九戸御誅戮之事

天正十九年の春小田原まで御登可被成こて已に其用意ご被仰付、御供の面々其支度致しける所へ、淺野彈正殿より飛脚參り南部信濃守方より、九戸對治致度旨言上仕候に付則九戸御誅罪こして御勢おし向なり、依之南部近邊に居住之面々は、重ねての御一左右次第に九戸表へ發向可仕ごの上意にて候間、兼て其用意可被致の旨被仰越なり、依去御登の御事は其支度相違になり、南部へ御出陣の御用意したりける。今度の御人數は雜兵二千の積り可被召つれごのよし被仰出ければ、御家中大小の諸士我もご用意して御一左右をいまよくご待せ給ふ所に、最早上方勢段々進發致候、其許よりも御人數を被出可然の由、重ねて申來候に付、則御進發致候、其元よりも二千三百餘四月中旬に御出馬被成、九戸領の内長杭ご申所迄其行程三日におし詰させ給ひ、御陣取被成上方勢の着陣を待給ふ、已に上方勢も段々に下向する由聞へける、先九戸表への天下の御先手堀尾茂助、池田三左衛門、蒲生飛驒守右三人、惣奉行には淺野彈正ごぞ聞へける。各自國自領を打立、九戸表へ發向被成ける。上様には會津まで御動座被遊則蒲生飛驒守居城へ移らせ給ごかや、依去東國北國に住居の大名小名不殘はせ向

ける間、惣じて會津より九戸の城迄宿々里々は不_レ及_レ言野にも山にも兵の陣不_レ被_レ成_レ言事なし、其勢幾千万言斗なかりしなり、惣御先手には伊達陸奥守正宗、蒲生飛騨守氏郷此兩人に被_レ仰付_レけるこや。然共正宗には少勢の痛有て出陣なし、氏郷真先におし寄九戸が城を十重に被_レ卷、晝夜のさかひもなく、火出る程に責ける間、本より城内少勢にて後詰を頼み敵を追拂はん言戦ひにもあらざれば、只うち出_レ思ひ_レこ、ろに討死をぞ遂たりける。城中の人数も漸々二十七八騎に成ければ九戸甲斐守右の兵共を前後左右に相したかへ、城の惣門おし開き、一日の内に十八度まで切て出、大軍を追なびけ、諸軍の耳目を驚し、終に討死したりける。依_レ之六月下旬九戸表平均になりし也。爰に南部信濃守此時節を能折柄_レやおもはれけん急ぎ彈正殿の陣所へ参りひそかに被_レ申けるは、津輕右京亮事は我等が親の敵にて候へば爰にて討取申度_レ被_レ仰ける、彈正殿聞給ひそれは御差圖難_レ申事にて候、我等は九戸御對治の奉行をこそ承り候へ、其序にて津輕右京亮をも討取候へこの上意は努々不_レ承候_レあいさうなけにのたまへば、信濃守言葉なふして歸られけるが、蒲生飛騨守氏郷は舅にて有間氏郷へかく語りければ、我等も今一應彈正殿へ申て見んいざさせ給へ、同道にて彈正殿へ被_レ参_レ今度氏郷はかひ取て申さる、は、先信濃守申上候由、其如く津輕右京亮事は、信濃守の爲には親の敵其上南部譜代の家來にて候段、世に人の知りたる事にて候。然に右京我か儘を仕段々不届成事共に候間、此度は非討取度旨信濃守申上候_レ被_レ申ける。其時又彈正殿仰付けるは、先刻も信濃殿へ申上候_レ被_レ申けるは天下の政に相背候九戸御追罪の惣奉行_レ被_レ仰付_レ候つれ、信濃殿私の意趣を以津輕右京亮を討ん_レ被_レ仰候を可_レ然_レ御差圖は難_レ成候。其上只今御兩人の被_レ仰候處、愚案をめぐらし候に先以不_レ似合の仰_レ存候、子細は信濃殿親の敵を討給ふに天下の力をかりて討給ふべき事にあらず、まのあたりに親の敵を持たながら、かゝる時節を待給ふ事にぞや、親のあたには共に天を不_レ戴_レこそ申候へ、笑ふてのたまひければ兩人言葉なふして被_レ歸ける。其後彈正殿より爲信公へ被_レ仰遣_レけるやうは蒲生飛騨守、南部信濃守兩人の衆我等方へかやう_レの被_レ申入_レ候へども、我等かくの通り挨拶致置候なり、御油斷不_レ被_レ成其陣はやく御引取可_レ被_レ成_レ被_レ仰越_レける。其時爲信公御返事に早速被_レ仰聞_レ恭次第奉_レ存候、兎も角も御差圖にまかせ可_レ被_レ成_レは仰進候へども、猶以御陣中堅固に被_レ仰付_レ其後二日御滞陣被_レ成ければ、又々御使者にて今度當表に於て彈正が差圖に違背せば、天下へ對し無禮なりはやく引拂ひ歸陣有べし_レ被_レ仰進_レ候によりて、此上はさて御人数を引拂ひ大浦へ御歸陣被_レ成ける。其後御飛脚を以て彈正殿へ御禮被_レ仰越_レければ御返事に今度九戸表にて如在なき御働具に可_レ申上_レべし、當年は御休息可_レ被_レ成由、被_レ仰進_レ候に依て其年は御在國被_レ遊候なり。

津輕爲御巡見三使御下向之事

文祿元年三月上方へ御登公方様へ御禮可_レ仰上_レて其御支度被_レ仰付_レ候處へ、御當領御巡見_レして加州

利家様、前田孫四郎様、同慶治様御被越成なり、右の御横目として片桐市正様御下向右四人の供廻雜兵壹万人の積りの由、則利家様は大浦の御城、前田孫四郎様、同慶治様御兩人は堀越の御城、片桐市正様は淺瀬石の御城に被成御座御領分中御巡見被成しなり、御逗留の其間は四月上旬に御下向被遊七月まで被成御座候、其間さまぐの御馳走有しなり、御領分中御巡見終て事ゆへなく御登被成依之、その年は上方へ御登の御沙汰相止、其翌年三月下旬御當地御發足被遊四月下旬に御上京則伏見の御城に於て太閤秀吉公様へ御目見被仰付、御朱印御頂戴被遊候由、其節も淺野彈正様御取持被成由なり、則彈正様へは黃鷹一居並御馬被進也、其比近衛様へ御逢あり、御由緒有之由被遊殊之外御念比なる御様子にて、牡丹の丸の御紋も此時比より御用被遊候也、自今以後御憚なく牡丹の丸に可被成由近衛様御意被遊候へごも、爲信公一段御辭退被遊候由、達て御意の上結局御辭退も如何と思召御意に應じさせ給ふ也、同三年春の比御下向其年中に大浦より堀越へ御移り被遊在々に住居の諸士大浦城の面々何れも堀越の御城下へ引越被仰付なり。御領内爰かしこに在寺の寺院是又不殘堀越へ御引越させ被遊候なり。

淺瀬石大和親子御誅罪之事

慶長二年二月の比淺瀬石大和一類御退治被成候、其ゆへいかんまなれば、天正十三年四月上旬に南部

より下長杭日向大將にて三千の人数を以淺瀬石を責候節爲信公千五百の御人数を召つれ給ひ、大浦を出馬被遊已に上高木村まで押詰させ給ふ、然共長杭愚將なるに依て大和がわつかの手段に落て早速敗軍せしゆへ、爲信公其日長杭に一軍不被遊候を、御残念に思召御勢をば上高木村に被差置御馬廻りの歩行武士二十人斗御供に被召連大和が陣所へ御見舞被遊夫より打杭野へ御馬を上げられ、敵の心を御巡見被成御歸の砌大和子共に下知し、已に御敵の色を立しを御覽じ、いまだ津輕の内過半御手に不入し時なれば其色を御出し不被成して年月を送り給ふ。然共一度逆心の者なれば其儘難差置思召けるが終に御誅罪なさしめ給ひ、大和をば淺瀬石の居城にて木村越後に被仰付討取給ふ。同息安藝をば堀越の屋敷にて大勢押寄討取也。三男城之助は先達て病死する、其幼息一人其年四歳にて有しをば家來いだし取り南部へ逃行去、依之南部にいまにいたり淺瀬石を名乗り申者あり聞しが、其幼息の末葉にてこそ有らん申なり。慶長四年爲信公御塔に鎌倉の御院家舍弟左馬頭殿は後津輕左馬頭殿に申大光寺御城に御置被成候。

尾崎三目内逆心 附今小三郎忠義之事

慶長五年石田治部少輔逆心の砌は、上方に爲信公被遊御座候へしが、内府様の御味方にて一場を承り一軍可被遊思召、御在所より御人数を被召登尾崎喜藏、三目内玄蕃、板垣兵部、松野大學四人

の者大將にて御人數八百餘召連罷登候様に、早飛脚にて被_レ仰下_一候ゆへ、いづれも當地を不日に罷立べく片時もはやき方然るべし、左候はば陸を登らんより、船路こそ早からんこて、各七月上旬に堀越を打立、當領の内深浦迄相詰、順風を待ていたりける、一兩日は可_レ然順風もふかざりけるか、其後は順風度々ありしかども、尾崎、三目内、板垣今日明日よき事をのばし、七月下旬まで日數を立て、更に出船可_レ致様にも見ざりける。堀越よりは一刻もはやく其津を立られよき日々飛脚參_レいへども、兎角出船の沙汰なかりしま、松野大學申けるは、各は如何成御思召候へて、かく斗出船を遲滯仕給ふやらん、上方への御合戦の程も知がたし、唯片時もはやく出船可_レ然_レ存候、各如何思召候_レ、再三申ければ、三人の衆其返答さへしか_レく_レ無_レ之ゆへ、松野かさねて申候は我等存知候は、百人參り候より、貳百人參候が能候はん_レ存じ、各一所に罷登上方の御合戦の間に合候様に、今日まで待合罷在候へ共、一圓出船の沙汰も不_レ被_レ成候へば、御心慮の程も難_レ斗候儘、我等事は今日罷立候、心ざしの人々は續かせ給へこて、松野船に乗移八月五日の朝辰の刻に深浦を打立、出船したりける。扱残りし三人の面々、其日の申の刻に深浦を打立、明る六日の酉の刻に堀越へ歸りける。其比堀越の御城留守居_レして、田舎館六左衛門、波岡主馬、土岐新助、葛原治部此四人を被_レ差置_レ四人の人々明日、上方へ差登せ候_レて御城内の御藏へ參兵具も改被_レ居たる處へ、右の尾崎、板垣、三目内大勢にて押寄四人の面々を無_レ是非_一討取候なり。夫より我家に立歸り門木戸を差かため引籠りてぞ居たりける。其比の御家老をば今勘解由

左衛門_三申せしが、是は上方へ御供にて登しが嫡男小三郎_三て其年十八歳にて御留守に残居たりしが、此者若年なれども才智あくまでたくましく器量人ならびなきものなりしが、此事を聞よりも在々に住居の御家人の中へ則刻に廻文をつかはし堀越へ急にはしり可_レ被_レ參候、上方より御急用申來り候_レ、間もなく兩度まで相觸ける、其内にはや尾崎がたより小三郎が屋敷へ鐵炮を打かける、依_レ之親類縁者の輩は不_レ及_レ言、日比出入の町人百姓_三もに至迄、小三郎屋敷へはせ集り尾崎屋敷の境に塀のきわに土俵を積重ね、鐵炮を防ぎけるが、土俵ひく、して打越しの玉、猶も小三郎屋敷の内へ打入ゆへ、俵の上に米俵五百俵ほ_三積みかさね、小三郎方よりも鐵炮を打せ、互にい_レみ合ける所に、法華宗に妙覺院日言_三さいへる僧のありけるが、此人あつかひ被_レ申、双方のあらそひ一日一夜にして相止ぬ。其後尾崎喜藏如何成謀にやありけん、福光寺與十郎_三申者を近付、汝は比内の方へ參り檜山、大館、安似の澤其外所々にかくれ居て夜討がうたうを家業_三して世を渡る者共を大勢召連參り、堀越近邊の在々へ放し入よ_三下知しける、畏候_三て福光寺頓て比内へ立越爰かしこにて催し百人斗つき參り、在々へ放ち入ける儘、方々にて夜討をし藏を破り以之外あれけるよしを聞、小三郎申けるは其あふれものも自然大光寺の城内なきへ亂入ろうぜき成仕方も有_レ之候ては、御留主に罷有面々無念たるべし、其上他國の聞へも宜かるまじ_三て兼平中書が子息に申付、大光寺の城番にぞつかはしける。葛原_三蓬田兩人は尾崎、三目内に一味たる由兼て其聞へ有ければ其中を遠ざけん_三やおもはれけん、兩人共に小湊口の押に可_レ被_レ參よし

小三郎差圖致、兩人共に遣しける、無_二比類_一働也。扱又兼平屋敷へは當分木村越後を入替らせける、是は暫しも明屋敷に致置候得ば、逆心の輩の爲には合力の屋敷たりて如_レ此申付候_二也、方々堅固申付其外は只上方御用之外は萬事の沙汰を打止て上方よりの御一左右を相待てぞ居たりける。かゝる處に九月五日の午の刻に江戸内府様の御鷹師三橋但_レ言人被_レ致下着_レける、是は御鷹の御用に付年々下向致さる、人なりしが、當年も御鷹しらべに下られける、依_レ之小三郎方への面々も又尾崎方への者共も三橋殿へ參つ、上方の御左右無_二心元_一奉_レ存候_二て、各尋申ければ三橋殿被_レ申けるは、上方の御合戦はいよく内府様御勝にて御座候、石田治部少輔濃州關ヶ原にて合戦仕_二こ_一く致_二敗軍_一、剩其後治部少輔も安國寺も生捕れ參たるを家康様被_レ仰付_二洛中を引渡し六條川原にて首をはね_二こ_一もんにかけさせられ候由、江戸へ御左右有_レ之由承知致し、江戸發足仕候、さかたられければ、此物語を聞しより尾崎方の者共心々に成にける。去程に小三郎は御城内を順見せん_二て登城致ける所に、大手の御門番人申けるは、今朝未明に尾崎、三目内の兩人御登城にて候得しが、誰人にて候_二も、此御門より内へ堅く入間由被_レ仰付_二候得ば、通し申間敷_二ぞ申ける。小三郎是を聞聲をやはらけ顔色_二けたる風情にて打笑ひ申けるは、尤成る行承届候也、御留守中の事なれば尾崎、三目内の兩人被_レ入_二御念_一候なり、成程左様に念を入堅く守られ候べし、乍_レ然我等事は今朝兩人の衆_二一所に出る言合にて候へ_二ごも支度出來兼及_二遲參_一候なり、若兩人の衆我を通したる_二て致_二立腹_一被_レ申_二も各が落度にはせま_二じき_一ぞ、御門ひらき給

へ_二ご申ければ番の者共誠_二に心ろえ、御門を無_二相違_一ひらきける、小三郎御城中へ參り兩人に對面す、小三郎座になをらる、_二ご、ひ_二ごしく兩人に向言けるは、誰々も殿様の御爲を御大切に奉_レ存餘りに_二こそ愚意の趣處にあやまつ事は御座候へ、今度御兩人の深浦御出船遅成りなされし事も何_二ご御人數を全ふし上方へ召連被_レ成度_二この御心底ゆへにてこそ、さぞや遲滞被_レ成たるにて候らはめ_二然ば御了簡致_二相違_一たるにて候得は、御逆意有_レ之の儀にても御座有間敷候なり。其上御留守居の面々を討給ひし事もさぞゆへありての事にて候らめ、然共一應御伺も不_レ被_レ成して早速討取給ふ事は又御了簡の相違_二こそ存候へ、彼_二ご申是_二ご言君臣の禮も可_レ有御事_一ぞや、兎角御下向までは御兩人共に先々在郷入被_レ成御下向以後被_レ仰分可_レ然_二ご存候が、思召如何_一哉_二ご實におこなしやかに被_レ申ける。兩人此事を聞返答にも不_レ及居りしが三目内申けるは、いかに小三郎若輩成る分_二として分別立無用なり、夫程の事を此兩人が貴所の了簡かるべきか、_二ごかく汝_二ごききの身の程をわかまへ_一ざる愚人をばはかう様こそあれ_二て、居たる所を立たりしが夫より奥の間の番人を四五人つれ來りいかに、面々其悴そのま、置ゆへ何角_二筋なき事を致過言候也。夫々討取候へ_二ご申ける。危かりける事共なり。小三郎少もさわがず御兩人の御爲を存候て申候へば御心に叶不_レ申候は、夫までの事にて候らめ、我等を只今打給ん事不_レ存寄_二候_一て己に小三郎刀に手をかけ身つくろいして見へければ尾崎意藏押留如_レ仰_二これは三目内殿の違なり、只今小三郎被_レ申しはみな_一我等が身の爲をこそ、被_レ申しに何之意趣の候て若年成貴所を兩人が討取可_レ申哉平に_二ご、ま

り給ひて、はや／＼下宿し給ふべし、扱又我等此度の無調法申ひらん言葉もなし、依り去御下向を待受逆心の罪におこなはれんよりは御城不出して、若年なり共貴所より外は敵に請可討果一相手もなし、早々貴所は被歸隨分支度を被致我々こもれる此城を心の限り責給へ、若薄縁だに候はゞ責口にて、又こそ御目かけ候はん、さく／＼こそ被し申ければ、小三郎是を聞きさほごまで被し思請は御兩人の末期の働仕給ふに、此若輩小三郎を御相手に被し仰候事實しからぬ仰にては候へごも、先々大悦仕候なり、此若輩なる小三郎が生前の面目何事か是に越したる事の候べき、武士のみやうりに相叶たるごこそ存候へ、此上某も随分御兩人の御首を給り御下向の御待もふけに仕らん、又御兩人は御最期此悴か首を御覽被し成御心よく御腹被し召候様に、御働可被し成候へ、双方かほごまで存知詰候へば、打も討るも恨の残るべき、いざ相互に末期の杯致さん、尾崎尤もて盃出し互に數盃の興を被し添ける。其後小三郎は暇乞して立歸る、扱兩人は四方の御門を堅爰かしこに人を配り、籠城の支度なり、去間三目内立蕃は方々の持口へ鉄炮の薬を渡さんて薬込置給ひたる矢倉へ自身行、此手へは是程其手へは是程ご下知して渡しける、夫々に渡し仕舞歸らんごする折から天のこがめにぞやありけん、火のつきたる火繩を不覺薬の入たる箱の中へ押入て歸りける、皆々矢倉の二重目の橋子を半分程おりける時に、五六百石の鹽硝一度にごうごはねたるゆへ、矢倉高梁打たれ二重目よりごうご倒ければ、餘煙御城中にみち／＼て立蕃を始二十四人みぢんに成てうせにける、城外よりは是を見て逆心の者共が天罪を蒙り自滅するを見よやご

て、立渡りてぞ見物す。小三郎言けるは能幸なり、逆心の輩を討取べし天の時至りたりいざ打立や者共ごて、手勢四五拾人引つれ西の御門より切て入只今つるへに乗て小三郎御城中へ責入候なり、續き給へご觸ければ是も用意したりけん、木村越後手の者若輩三十人斗引つれふれんより先に懸け出、北の御門より責入ける。扱又御下知の町人共打寄評定しける様は、明日小三郎殿尾崎を責給ふご聞しぞや、殿様御留守の砌なれば小三郎殿御若年ご言無勢ご言さぞや御難儀たるべきぞ、御城下に有ながら、いかに町人なればごて御味方申上ざる事やあるべき、いざ我々も御門一つ請取逆心のやつばら責し申さん、いかご申所に小三郎殿御城中へ責入給ふご言ければ、いざ押寄よ若者共ご町の年寄下知すればはやり男若者共心得候ご言儘に取物もごりあへず、百四五拾人はせ集り南の御門へ押寄時の聲を作りかけ、大聲をあけてぞ責たりける。城中にては先のさはぎに驚き、只是は／＼ご立さはぎたる斗りなり、かゝる折節三方の門々より鯨波の聲しきりにして敵はや門を押破り城中へ亂入ぬごさはぐ音を聞ければ、さばかりの兵ごも防がんご言もの獨りもなく、皆逃まなごにぞ成にける。小三郎方の者共は是にいよく力を得門の戸びらをおしやぶり、或は堀を乗越るいや聲にて責入ける。然共尾崎喜藏少しもさはぐ氣色なし今度御最期の御供仕らんごかねて未來までの約束の盃したりし家來三十人斗有けるが、此者共前後左右に押寄靜に打て出にける、喜藏左右をきつご見て此手には小三郎殿はおはさぬか今朝の盃をばわすれ給ふか、出合直に勝負をまけ給はぬか、いかに／＼ご言葉懸ける、小三郎是を聞情なしごよ尾崎殿何

にしにわすれ可し申是にひかへ候て、太刀ひきぬいてつつこ出、喜藏が馬手の押付を我か弓手にて押上げひちのか、りを二刀差おさへて首をかき落す、喜藏が郎等三十四人あますまじこて打てか、り、火花を散し戦ける、元來喜藏が郎等共は必死に極し兵共目前にて主を討れ何にかは命を惜べき、切る共打さも不用して味方の討死の死體を乗越へ切て出る、小三郎が手の者共命は義に依てかろければ是もひるむ氣色なし、互に切つきられつ戦しを小三郎見るよりも唯敵を廣場へおびき出し、前後より引包て討や者さもこ下知しける。味方の者共此言葉を心付手負を中に引包表へ引て出ければ、敵勝に乗て切出ける所へ、搦手より寄懸たる木村が勢出合敵の後を打ければ三十餘人の敵兵共前後の敵を防ぎかね、西の方へ亂落南の御門より城外へ出て働かんこや思ひけん、御門の方へ引所を御門へ寄し、町人共鑓長刀にて打立へ責ければ次第へに打死し、わつが二十人斗の者さも三方に敵を請然かも其身はつかれたりいかでかさのみたまるべき一人も不殘討れにけり、小三郎な、めに悦び三十餘人の首共を御城外へ取出し逸々に改むる、夫より味方の手負を其宿へに送りつかはし、それに醫者を申付養生に念を入られ敵の討死の死體をも取捨させ、其翌日より三日の間は御城中の御掃除をぞ被申付ける。右の次第を末細に書認上方へ飛脚登せしも喜藏を討取たる翌明卯の刻ぞ聞へける、御掃除相濟ければ前々のここく番人を申付内外堅固に守らせける。扱其後小三郎申けるは、御敵籠たるゆへに申ながら、正敷御座城を責し事其恐なきにしもあらず、其上尾崎、三日内の兩人は正敷敵は言ながら御家中の歴々たるに此若

輩者に對し事御機嫌の程も難斗重て御意の下るまでこて小三郎は閉門してこそ居たりける。此旨上方へ相達しければ爲信公仰けるは、小三郎閉門遠慮の程おこなしければ逆意の者共の餘が残て悪事を企も難斗事なれば罷出御留守居堅固に取しつめよこ申遣はし候へに、松野大學に被仰付、畏候て則松野方より飛脚を以申越候へば小三郎難有次第て夫より罷出いよく御城の御番なき堅固に申付ける。家中益靜謐になり上方にても石田亡落せし後は天下の事無大小こ家康様の御下知にて世の中靜かになりければ御暇被仰出爲信公御下向ましへける。小三郎を召出され御留主中の騷動を無事に取しつめ候事、神妙の至り、御感じ可被成御言葉なし御顔前にて被仰、則御加増こして御知行千石被成下ければ小三郎親子の人々難有し御禮を申上、扱其次に木村越後を被召出御留守中に尾崎、三日内の逆徒共を小三郎若年にて討亡せし刻、其方儀始終小三郎に一味致して萬端相談を遂け已に其日に至りて小三郎か觸より先に北の門より責入速に逆徒の餘類まで打亡せし事御満足に思召こて、是又御加増三百石被下其後逆心に組し討死したる者共の妻子男子は十三以上を斬罪に被仰付、十二より七歳までは御領分御追拂七歳より下は男子たり言共御城下斗の御追拂女子に至ては御城下に罷在候共不苦被仰出ければ御敵をなしたる者共の子なれば乳房をはなれぬものまでも死罪ぞ可被仰付、各覺悟せし所に、十三以下御追拂被仰出候事難有御芳情こて何れも泪を流しける。扱其節南の御門より責入小三郎に合力せし町人共を召出し奇特に思召御満足被成こて、其働の輕重厚薄をた、させ給ひて一々御

褒美被_レ下ければ皆々難_レ有_レしこていさみす、みつ、猶々忠義の心まさりけるこ也。

於清水森野戦死之亡魂御追善之事

慶長六年彌生上旬の比清水森野に於て、法華經千部の御法事被_レ仰付_レ、是は御一生の内御用に相立戦死仕たる面々は不_レ及_レ申に、御敵をなし奉りたる者までの菩提の爲_レぞ聞へける。僧侶百三十人法師喜三和尚ぞ聞へける。三月七日の朝辰の刻より初て同十六日未の刻までの内に千部の御經讀にける、依_レ之其年の正月の末より其支度有けるに、清水森野へ大工百人斗り右之法座を構へける。方三町に埒を結ひ其内に横七間に長拾五間の法座を作り、其中間小幅一間半に横八間のしゆみ段を構へたり、仮の法座の事なれども法に別法なければこて、内陣外陣至_レ迄玉を琢ぎ誠に善美を盡したり、數々の戒名を金でいを以て紺紙に書、彼のしゆみ段に張付る忠死の靈魂れき_レこして、御芳情を奉_レ掛か_レ思ふ斗のよそほひなり。香の煙は朝晝暮の霞に和して、春風も爰をばわきて吹ならん、日影もさすかけ霞打しりがほの氣色なり。讀經の聲やむ_レきなければ、さながら九品上生の花のうてなこも云つべし。忠死の亡靈成佛うたがひなしこ、おもはぬ人はなかりけり。戦死を遂し輩の妻子共十日の其こ、ろ_レに隨て參詣仕候へ_レ被_レ仰出_レたりければ、親をころし子を討れおつ_レに別し妻及老弱袖をまじへつ、日々夜々の參詣は誠に引きも切れざりけり。先達人のおも影は焼香の煙の中にかけるいて、有し世の物をば讀經の中

にひ_レく心地して、哀を催し、妻や子は禮盤の下に鳴倒れ、今の別のごこくなり。姉や弟にたすけられなく_レ歸る有様はよその袖もしほりかねたる風情なり。か、る哀れの折節御法事始て四日に當りし日の事成るに、有様じんじやう成る女房の其年三十三四見へけるが、供の女一人召つれさもあはれけに打しほれたる風情にて、佛前に差向て焼香をし、手を合泪を流し居たりしが、暫ありて懷より諷誦_レ覺しき卷物を出し、哀にほそやかなる聲をして、讀上げる。

夫義に依て輕きものは武士の命、情に依てすてやすきは婦人の身、我かつま已に武名を重じ、すみやかに戦場の露_レ身をなし給ふ、おしいかな、此人世に有し程は武士の道にいさ、か迷ひ給ふここなし去に依て其戦功も又いくばくぞや、傳へ聞にしこまもろこしの勇士にも恥ず、いさめる時は千万の刃の中へも、我先にゆかん事を堅しこせず、又其情のゆふなる事は物のあはれを、しきしまや大和嶋根の道芝の露にやされる月影のはかなき世の有様を能知給ひしぞかし、我又其妻_レ成て其の座のかたはらに此身を置、年月をふる事已にみこせになり、おきふしを友にして人情の深き淵にしづみにし身なれども、わかれにし其日より、只うかべるものは涙なり、責てなきたまの菩提もならんかしこ思ひ、其年より十三せ餘り七せにみちぬるまで人目かれにしやま影に此身をかくし、朝な夕な其なき跡をしこふこいへ_レども更にここふる事もなし。

なき玉よあはれこおもへ添寝せし

みこせの夢のさめもやらぬを

そのましのその日にやかつて伴ひて

行し心をしるやしらすや

御身のあたごならんこせし者までもかくみのりのあみにもらし給はぬすくひ取らんごちかひ給ふ御心をば、なき玉もいかばかり請悦びごうごみ奉らんかし、我したふ其面影は玉の軒端にたな引なる、むらさきの雲の内に、ほの見ゆる心地こそすれ、誠に君か情をよすがして我をもつれ行しめ給へや。

伴ひて我も行かなんまてしはし

しての山路の道しるべせよ

かゝるつたなき筆の跡は身のほこを書残すに似たれども、誰に向ひ何事を言おかなんやうもあらざれば難し御芳情に依て妻のゆうれいもさぞ成佛の縁に至らんご、いごたうごく難し有心をひなびたる一卷に残すのみ。

慶長六歳三月十日

田舎館掃部妻女積る年三十四 敬白。

ご讀終り其巻物を靜に巻納めいごゆふご立て、則しゆみだんの上には是を置き少たちしりぞいて三拜し、懷中よりも氷の如くなる小脇差をぬき出し、胸におし當て二刀さし、うつ伏にふしける時、供の女いだき付て是はいかゝなる御有様ぞやとて、鳴きさけべもかひはなし、人々これにてはせ集りけれご

も、心元を思ふさまに二刀さし通しければ二度聲をも上げずして終にはかなくなりける。供の女もおくれご自害せんごせしかごも、人々取押へさまご教訓してなだめ置、此事頓て爲信公へ申上ければ扱々不便の次第かな似たるを以て友ごするごは能ご言ならはせり。此女の夫掃部はならびなき勇士にて有しが其掃部が妻なればにや。貞女の道をば聞人ごごに袖をしほらぬはなかりしご也。

天藤右衛門四郎兄弟横死之事

慶長七年十二月はじめ方の事なるに、津輕宮内大輔様御子おくま様御三歳にならせ給ふ、黒石の御城に被ご成御座ける。或時焼火の中へごろび入らせ給ひて御顔よりさかきまで焼せ給ふ、此事宮内大輔様へは深くかくさせ給ひけれごも、ほごなくもれ聞へければ、大氣に御立腹被ご成堀越へ早々つれ参候へご、天藤右衛門四郎、同小太郎、同左衛門四郎兄弟三人其外甚右衛門ご云者被ご召加御迎に被ご遣ける。右四人の者共は黒石へ参右の旨をいろご申けれごも、爲信公より堀越へ遣候事堅無用に仕候得ご再三被ご仰付候故、四人の者共空敷罷歸其旨申上ければ宮内大輔様ごうごいかりやみ給はで、是非共につれ参れご御腰の物に被ご懸御手をしきりに被ご仰付候て四人の者共又々押し返して黒石へ参りかやうごごの御意にて、又々御迎に参りたる由申ければ爲信公より御意重ければ御付添の人々中々渡し可し申ごは申さざりしまゝ、是非なく四人の者共堀越へ歸りけるが、往還の程遅滞仕候て四人の者共の

妻子を召捕せ給ひ、斬罪に被_レ仰付_二四人の者共是をばしらす急ぎ堀越へ歸りける。かゝる所に四人の者共の妻子の死骸を火葬してゐたりける。四人の者共はいかゞ尋ければ右の次第を泪ながらに申ける時に四人の者共これを聞扱々口惜次第かな、いかに主君の被_レ成事ながら餘り無情の事ぞかし、我等に御科候ごも聊かの事ならば妻子共をかくまでは被_レ仰付_二事ならじ、増て我々に何の科の候ぞや、我々罷歸ならば、定て斬罪にてあるべきぞ、迎ものかれぬ命なり、堀越まで歸へり居り、首を切られんより、爰にて腹かき切り妻子共一所に葬れん、いかゞ思ふ二弟共に打向ひ、右衛門四郎申ける。次男小太郎申けるは、仰御尤至極に奉_レ存候得共あまりに無念の事なれば、堀越へ罷歸城中へかけ込切り死に仕度候ごぞ申ける。左衛門四郎も甚左衛門も迎ものがれぬ命ぞや、小太郎殿の思召尤二こそ申ける。右衛門四郎是を聞しばし案ずる躰に見へけるが、各々が被_レ申段尤至極せり。緞八逆罪十逆罪のつみにしづむごも、科もなき妻子共をかくまでにしなし、且は菩提にも可_レ成ぞ、いざ堀越へ歸り直に城へ切て入思ふまゝに働き切死にしねや人々、是皆前世の約束成ぞ何か命のおしかるべきご、四人の者共思ひ切御城へ切て入、日頃案内知たる者共なれば已に宮内様御寢所の近くまで切て入、奥二表の戸一重を隔て戸を打破らん一せし間、女郎女房驚き宮内様をば長持の中へ奉_レ入錠をおろし御座の上に置、女中はちりくゝに逃げかくれける。然共四人の者共身を捨ての事なれば少も遠慮の氣色なく二かふして戸を打破り御寢所まで亂入爰かしこを見れごも一人一人も見へされば四人の者共はがみをなし扱口惜次第かな我々が

運命の程こそかなしけれ、一度の主君なれば宮内様にこそ恐れ有ごも、妻子共の追善に女の四五人も手に懸けてこそ二思ひしに、佛神も被_レ捨けるぞや、いざ此方へ二言儘に夫より、白鳥瀬兵衛所へ行御城より御召候二申入れれば夜中には何事やらん一瀬兵衛急ぎ出ける所を、右衛門四郎走りかゝりぬきひらき切かゝる瀬兵衛本より心きいたる人なれば心得たりぬき合うけつはつし切り給ふ。かゝる所に瀬兵衛家來あまた出合おしたて切り立ければ四人共に門外へぞ切出されける。其時門番戸開き立くわんの木を差ければ内へ入ゑず、夫より方々へ參呼出く二悉く切散す、瀬兵衛も三ヶ所手を負たりける。瀬兵衛老父のありけるかこれも其場へ出合三四ヶ所切られしなり。已に夜明方に鍛冶仁右衛門所へ行けるに仁右衛門老母おき出戸をあくる所をあへなく首を討落し、夫より奥へ入らん二するを仁右衛門家來おき合、戸を立堅内より押して居れば内へ入えずして、取て返し、其邊近所に明家の有けるに四人の者共此家を取籠り、夜明ければ御家中の諸士我もく二はせ集り彼の家を取巻きける、本より四人は必死の兵なりければなにかは少しもためろうべき、大勢の中へ切出切れごも突ごもひるますして、命をかぎり戦ひける。勢力もつきはて彼の明家の内へさつ二引て、息をつき又切て出大勢をおひなびけ、かくのごくくせし事三四度に及びけるか、爰に東海吉兵衛二云人其比ならびなき討手の名ある人なりしが、此人隣家の屋根に破れたるまごの有ける所より、ちかく二ねらひ寄りかりまたを引しほり右衛門四郎か首の骨をかけて討切て落しける、必死に極めしごもおもひもうけぬ事なれば是はいかゝ二あわてける、東

海此有様を見るよりも二の矢をつかへてひやうこはなつ、此矢あやまたず小太郎が左のひちのか、りより右の脇腹へ打通しければあつこ言たる斗にて、是もたおれて、うせにける。残る二人か是を見ていざいつまでかなからへん先達たる兩人におくる、事なかれ、此方へ言儘に二人さし違ひ死にける。逆意の者こは言なからあつはれいさぎ能働きやこ譽ぬ人こそなかりけれ、味方の手負死人共に三十二人こしるしける。

爲信公御病死之事

慶長十二年十月初の比より爲信公御病氣つき給ひけるが當所にては御養生の御手つかひも思召の儘なるまじ、御病氣重らせ不給先に上方へ御登良醫の薬をも御用へ可然こ御家老の面而被申上候故、俄に思召立せ給ひ、御登被成ける。其比宮内大輔様は京都に被成御座候ひしが、御病氣重くして十月十三日に京都にて御病死被成たる由、爲信公御國御發駕の跡へ申來りし也。爲信公越後路にか、らせ給ひ、江戸まで御登被遊江戸にて御病氣御養生に御上京の御願を被仰上し所に御願之通り相叶、則信牧公御附添被成御上京被成ける。京着の翌日より良醫薬を盡せごも御病氣次第におもらせ給ひ、其年十二月五日に終にここされさせ給ひける。信牧公御愁傷申も中々愚也、御跡こりおかせ給ふ事、御念比に被仰付御菩提かたのごこく御弔はせ給ひけるこかや。御書置は安藤帶刀様への御宛所にて御自筆に

あそばし有之、則御落命以後御飛脚にて早々江戸へ被遣その御書置にも御跡之事は信牧公へこ御願被遊おかれしこなり。夫ゆへにおくま様より津輕御安堵の御訴訟ありし折からも、御前に於て安藤帶刀様被仰候は緞熊事は津輕の惣領たりこも越中守事は右京亮直の子なり、其上右京亮書置にも我等跡をば越中守に被仰付被下候様にこ書置仕候、緞は越中守兄の宮内存生にて罷在候こも、右京亮越中守を願候はば親の心に御任せ可被遊事也、殊に熊事はいまだ御目見へも不仕幼少者の儀にて候へば右京亮願之通りに御沙汰可有事こ、達て被仰上候こかや。依之信牧公無相違も津輕をしろし被召けるこ古き人の物語を聞きなり。

既刊 第一編 寶津輕見聞記

昭和六年三月五日印刷
昭和六年三月十日發行

【非賣品】

青森市浦町字橋本二八三番地

編輯兼
發行人

佐藤勝雄

青森市米町五八・五九

印刷所

株式會社 啓明社

印刷人

駒谷光雄

發行所

青森縣立圖書館

590

393

590
393

NO.

PATENTED NO. 119016

"F-M"

PAMPHLET BINDERS

are carried in stock in the following sizes

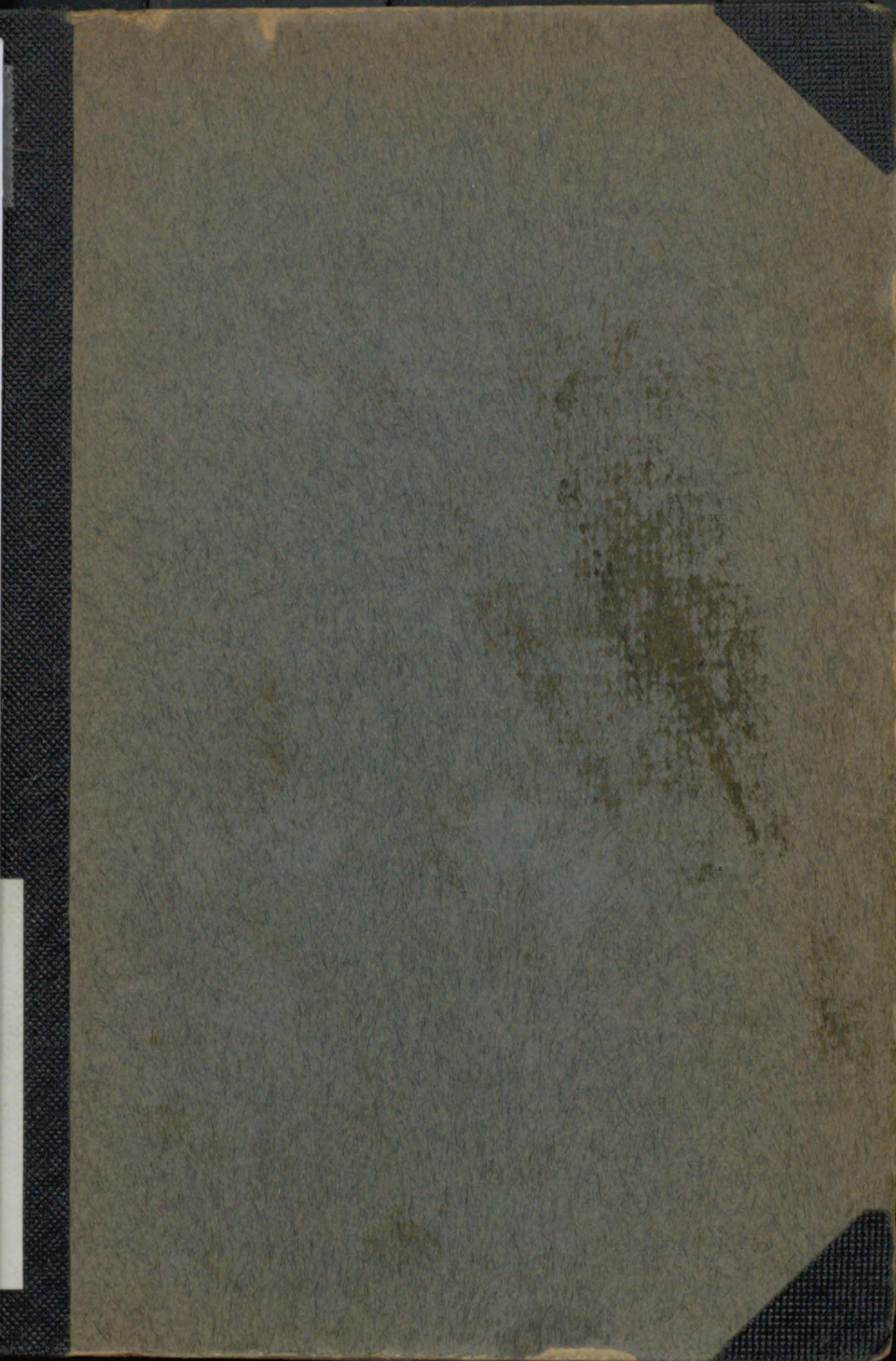
Catalog No.	High	Wide	Thick
851(菊倍)	30. cm	x 22.5cm.	x 1cm.
852(四六倍)	26. "	x 18.5 "	x 1 "
853(菊)	22.5 "	x 15. "	x 1 "
854(四六)	18.5 "	x 12.5 "	x 1 "
855(特)	24. "	x 15. "	x 1 "

Special sizes are made to order

LIBRARY SUPPLIES IN ALL KINDS

F. MAMIYA & CO.

OSAKA-TOKYO-FUKUOKA

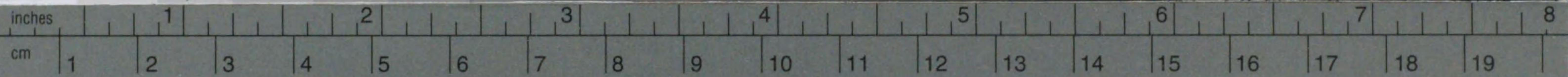


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

